

鳥取市補助金カルテ

NO.	195	担当課	農政企画課	外線	0857-30-8305
適合性判定	適切	予算措置	令和8年度 当初予算		
補助金名	鳥取市環境保全型農業直接支払交付金				
概要	農業者団体等が行う、生物多様性保全等に効果の高い営農活動（化学肥料・化学合成農薬5割以上削減、有機農業等）に対する補助。				
補助金区分	その他の事業費補助				
根拠法令	農業の有する多面的機能の発揮の促進に関する法律 第九条				
創設年度	H23	終期	R10年度末で効果検証		
効果目標	多面的機能発揮促進事業の活動計画（3号事業）を達成することにより、農業の有する多面的機能を確保する。				
検証結果	－				

○ 予算科目、財源、補助金の推移

款	農林水産業費	項	農業費	目	農業振興費	
歳出事業名	環境保全型農業直接支払交付金					
R 8 予算	6,058千円			過去実績	件数	決算額 (千円)
R 8 予算 積算根拠	市内活動組織 9組織 6,058千円（令和7年度実績見込み）			R 7 (見込)	9	6,058
				R 6	11	6,972
				R 5	11	6,633
				R 4	11	6,709
補助率・補助額	面積に応じた定額補助			上限額	設定なし	
特定財源	国費, 県費					

○ 補助金交付対象、要件、方法

交付先	申請のあった団体
交付要件	農業者団体・法人等
対象経費	有機農業及び鳥取県が定める慣行基準から5割以上の低減を実施する取組
精算方法	交付決定の年度内に、補助額を確定し、精算する。
実績確認	年度内の現地確認及び実績報告書に添付された活動内容が判別できる資料で確認する。

○ 団体運営補助の状況

団体運営費補助	非該当
運営費に占める 補助金の割合	-
繰越金の有無	-

○ 補助対象経費に含まれる費用

人件費	-	積立金	-
交際費	-	出資金	-
慶弔費	-	貸付金	-
飲食費	-	寄附金	-
懇親会費	-	他団体助成金	-

○ 適合性チェック（適正化評価）

※団体運営費補助ではない

	適正化の視点	番号	基準	判定
合規性	事務が法令等に従って適法に行われているかどうか。	01-01	根拠となる「計画」や「法令」がある	○
		01-02	補助金交付要綱等を設けている	○
3 E	〔経済性〕 事務が経済的に行われ無駄がないか。	02-01	交付先団体には補助金額を超える恒常的な資金(内部留保資金)はない ※団体運営費補助の場合のみ判定	-
		02-02	補助金の精算は交付年度と同一年度に行っている	○
		02-03	実績報告に事業費を証する領収書等が添付されている	○
		02-04	原則として補助対象外とすべき経費（人件費、交際費等）に補助金を交付していない	○
	〔効率性〕 事務が効率的に行われ生産性が高いか。	02-05	補助率は1/2以下である ※該当する場合、02-06と02-07は判定不要	×
		02-06	補助率が1/2を超える合理的な理由がある	○
		02-07	補助率は1/2を超えているが、上限額を設定している	○
	〔有効性〕 所期の目的を達成し効果を上げているか。	02-08	終期設定がある	○
		02-09	効果目標の設定がある	○
公益性	対象事業に公益上の必要性はあるか。	03-01	特定の者の利益となっていない	○
公平性	〔公平性〕 事務執行が公平になされているか。	04-01	補助金の交付額は長期間固定化していない(過去3年のうち、2回以上同額交付とはならない)	○
		04-02	交付団体の事務局委任を受けていない（市担当課が事務局を担っていない）	○
	〔透明性〕 市民に対して事業の目的や内容について広く公開しているか。	04-03	検証結果を公開している(市民に対して事業の目的や内容を広く公開している)	○
			不適合の数	1
			評価対象項目数	14

適合性はないが、補助金を交付する合理的な理由

合規性	-
3 E	2-5 国要綱により面積に応じた単価が定められているため。
公益性	-
公平性	-

評価／担当課	適切
今後の具体的な改善方針	-
審査／行財政改革課	適切
審査理由	-

鳥取市補助金カルテ

NO.	196	担当課	農政企画課	外線	0857-30-8305
適合性判定	適切	予算措置	令和8年度 当初予算		
補助金名	鳥取市多面的機能支払交付金				
概要	農業の多面的機能を発揮するための活動（草刈や水路清掃等の基礎的な活動、共同による農村環境保全活動や多様な機能活用、農業施設の長寿命化対策等）に対する補助。				
補助金区分	その他の事業費補助				
根拠法令	農業の有する多面的機能の発揮の促進に関する法律 第九条				
創設年度	H26	終期	R10年度末で効果検証		
効果目標	多面的機能発揮促進事業の活動計画（1号事業）を達成することにより、農業の有する多面的機能を確保する。				
検証結果	－				

○ 予算科目、財源、補助金の推移

款	農林水産業費	項	農業費	目	農地費	
歳出事業名	多面的機能支払交付金					
R 8 予算	206, 191千円			過去実績	件数	決算額 (千円)
R 8 予算 積算根拠	市内で活動する組織 129組織 206, 191千円（令和7年度実績見込み）			R 7 (見込)	129	189, 637
				R 6	130	186, 627
				R 5	138	191, 119
				R 4	139	193, 934
補助率・補助額	面積に応じた定額補助			上限額	設定なし	
特定財源	国費、県費、その他（利用料、地元負担金、寄附金など）					

○ 補助金交付対象、要件、方法

交付先	申請のあった組織
交付要件	多面的機能支払交付金実施要綱(平成26年4月1日付け25農振第2254号農林水産事務次官依命通知)、多面的機能支払交付金実施要領(平成26年4月1日付け25農振第2255号農林水産省農村振興局長通知)及び多面的機能支払交付金交付要綱(平成26年4月1日付け25農振第2253号農林水産事務次官依命通知)に基づいて別表1の第1欄に掲げる事業を行う広域活動組織又は活動組織
対象経費	地域が共同して実施する農業活動に支出する経費
精算方法	交付決定の年度内に、補助額を確定し、精算する。
実績確認	実績報告書に添付の活動内容が判別できる資料や領収書等で確認する。

○ 団体運営補助の状況

団体運営費補助	非該当
運営費に占める補助金の割合	-
繰越金の有無	-

○ 補助対象経費に含まれる費用

人件費	-	積立金	-
交際費	-	出資金	-
慶弔費	-	貸付金	-
飲食費	-	寄附金	-
懇親会費	-	他団体助成金	-

○ 適合性チェック（適正化評価）

※団体運営費補助ではない

	適正化の視点	番号	基準	判定
法規性	事務が法令等に従って適法に行われているかどうか。	01-01	根拠となる「計画」や「法令」がある	○
		01-02	補助金交付要綱等を設けている	○
3 E	〔経済性〕 事務が経済的に行われ無駄がないか。	02-01	交付先団体には補助金額を超える恒常的な資金(内部留保資金)はない ※団体運営費補助の場合のみ判定	-
		02-02	補助金の精算は交付年度と同一年度に行っている	○
		02-03	実績報告に事業費を証する領収書等が添付されている	○
		02-04	原則として補助対象外とすべき経費（人件費、交際費等）に補助金を交付していない	○
	〔効率性〕 事務が効率的に行われ生産性が高いか。	02-05	補助率は1/2以下である ※該当する場合、02-06と02-07は判定不要	×
		02-06	補助率が1/2を超える合理的な理由がある	○
		02-07	補助率は1/2を超えているが、上限額を設定している	○
	〔有効性〕 所期の目的を達成し効果を上げているか。	02-08	終期設定がある	○
		02-09	効果目標の設定がある	○
公益性	対象事業に公益上の必要性はあるか。	03-01	特定の者の利益となっていない	○
公平性	〔公平性〕 事務執行が公平になされているか。	04-01	補助金の交付額は長期間固定化していない(過去3年のうち、2回以上同額交付とはならない)	×
		04-02	交付団体の事務局委任を受けていない（市担当課が事務局を担っていない）	○
	〔透明性〕 市民に対して事業の目的や内容について広く公開しているか。	04-03	検証結果を公開している(市民に対して事業の目的や内容を広く公開している)	○
			不適合の数	2
			評価対象項目数	14

適合性はないが、補助金を交付する合理的な理由

法規性	-
3 E	2-5 国要綱により面積に応じた単価が定められているため。
公益性	-
公平性	4-1 国要綱により面積に応じた定額補助を最長5年間行うことが定められているため。

評価／担当課	適切
今後の具体的な改善方針	-
審査／行財政改革課	適切
審査理由	-

鳥取市補助金カルテ

NO.	197	担当課	農政企画課	外線	0857-30-8305
適合性判定	適切	予算措置	令和8年度 当初予算		
補助金名	鳥取市とっとり共生の里保全活動推進事業費補助金				
概要	中山間地域の農村と企業や市街地住民などが連携して行う、農地や農業用水路などの保全活動に要する経費を補助。				
補助金区分	その他の事業費補助				
根拠法令	第12次鳥取市総合計画（施策3104）農林水産業の振興				
創設年度	H27	終期	R10年度末で効果検証		
効果目標	とっとり共生の里保全活動計画を達成することにより、地域資源の持続的な保全管理、地域農業の振興、農山村の活性化を図る。				
検証結果	-				

○ 予算科目、財源、補助金の推移

款	農林水産業費	項	農業費	目	農地費	
歳出事業名	みんなで取り組む農山村保全活動支援事業費					
R8予算	600千円					
R8予算 積算根拠	共生の里推進加速化事業 上限300千円×2協定			過去実績	件数	決算額 (千円)
				R7 (見込)	2	1,200
				R6	3	1,069
				R5	2	1,200
				R4	2	420
補助率・補助額	10分の10			上限額	300千円	
特定財源	県費					

○ 補助金交付対象、要件、方法

交付先	実施要領に基づき協定を締結した組織
交付要件	鳥取県共生の里推進加速化事業実施要領第3条に規定する協定を締結した活動実施主体又は協力組織
対象経費	地域農業の活性化に資する活動経費
精算方法	交付決定の年度内に、補助額を確定し、精算する。
実績確認	実績報告書へ活動内容が判別できる資料（日誌及び写真簿）や領収書を添付させ確認する。

○ 団体運営補助の状況

団体運営費補助	非該当
運営費に占める 補助金の割合	-
繰越金の有無	-

○ 補助対象経費に含まれる費用

人件費	-	積立金	-
交際費	-	出資金	-
慶弔費	-	貸付金	-
飲食費	-	寄附金	-
懇親会費	-	他団体助成金	-

○ 適合性チェック（適正化評価）

※団体運営費補助ではない

	適正化の視点	番号	基準	判定
合規性	事務が法令等に従って適法に行われているかどうか。	01-01	根拠となる「計画」や「法令」がある	○
		01-02	補助金交付要綱等を設けている	○
3 E	〔経済性〕 事務が経済的に行われ無駄がないか。	02-01	交付先団体には補助金額を超える恒常的な資金(内部留保資金)はない ※団体運営費補助の場合のみ判定	-
		02-02	補助金の精算は交付年度と同一年度に行っている	○
		02-03	実績報告に事業費を証する領収書等が添付されている	○
		02-04	原則として補助対象外とすべき経費（人件費、交際費等）に補助金を交付していない	○
	〔効率性〕 事務が効率的に行われ生産性が高いか。	02-05	補助率は1/2以下である ※該当する場合、02-06と02-07は判定不要	×
		02-06	補助率が1/2を超える合理的な理由がある	○
		02-07	補助率は1/2を超えているが、上限額を設定している	○
	〔有効性〕 所期の目的を達成し効果を上げているか。	02-08	終期設定がある	○
		02-09	効果目標の設定がある	○
公益性	対象事業に公益上の必要性はあるか。	03-01	特定の者の利益となっていない	○
公平性	〔公平性〕 事務執行が公平になされているか。	04-01	補助金の交付額は長期間固定化していない(過去3年のうち、2回以上同額交付とはならない)	×
		04-02	交付団体の事務局委任を受けていない（市担当課が事務局を担っていない）	○
	〔透明性〕 市民に対して事業の目的や内容について広く公開しているか。	04-03	検証結果を公開している(市民に対して事業の目的や内容を広く公開している)	○
			不適合の数	2
			評価対象項目数	14

適合性はないが、補助金を交付する合理的な理由

合規性	-
3 E	2-5 補助限度額を設けているため。
公益性	-
公平性	4-1 実績の範囲内で交付（交付上限額が定められているため同額となる場合がある）

評価／担当課	適切
今後の具体的な改善方針	-
審査／行財政改革課	適切
審査理由	-

鳥取市補助金カルテ

NO.	198	担当課	農政企画課	外線	0857-30-8305
適合性判定	適切	予算措置	令和8年度 当初予算		
補助金名	鳥取市中山間地域等直接支払交付金				
概要	生産条件が不利な中山間地域における農地において、集落協定または個別協定に基づき5年間以上継続して行われる農業生産活動等に対する補助。				
補助金区分	その他の事業費補助				
根拠法令	農業の有する多面的機能の発揮の促進に関する法律 第九条				
創設年度	H12	終期	R10年度末で効果検証		
効果目標	多面的機能発揮促進事業の活動計画（2号事業）を達成することにより、農業の有する多面的機能確保する。				
検証結果	-				

○ 予算科目、財源、補助金の推移

款	農林水産業費	項	農業費	目	農業構造改善事業費
歳出事業名	中山間地域等直接支払交付金				
R 8 予算	87,738千円				
R 8 予算 積算根拠	市内で活動する協定 102組織 87,738千円（令和7年度実績見込み）				
	過去実績	件数	決算額 (千円)		
	R 7 (見込)	102	87,738		
	R 6	119	106,554		
	R 5	117	104,828		
	R 4	114	101,441		
補助率・補助額	面積に応じた定額補助				
上限額	設定なし				
特定財源	国費, 県費				

○ 補助金交付対象、要件、方法

交付先	申請のあった集落協定及び個別協定
交付要件	中山間地域等直接支払交付金実施要領（平成12年4月1日付け12構改B第38号農林水産事務次官依命通知）第6の2に掲げる集落協定又は個別協定に基づき、5年間以上継続して行われる農業生産活動等を実施するもの。
対象経費	農業活動に支出する経費
精算方法	交付決定の年度内に、補助額を確定し、精算する。
実績確認	実績報告書に添付の活動内容が判別できる資料や領収書等で確認する。

○ 団体運営補助の状況

団体運営費補助	非該当
運営費に占める補助金の割合	-
繰越金の有無	-

○ 補助対象経費に含まれる費用

人件費	-	積立金	-
交際費	-	出資金	-
慶弔費	-	貸付金	-
飲食費	-	寄附金	-
懇親会費	-	他団体助成金	-

○ 適合性チェック（適正化評価）

※団体運営費補助ではない

	適正化の視点	番号	基準	判定
法規性	事務が法令等に従って適法に行われているかどうか。	01-01	根拠となる「計画」や「法令」がある	○
		01-02	補助金交付要綱等を設けている	○
3 E	〔経済性〕 事務が経済的に行われ無駄がないか。	02-01	交付先団体には補助金額を超える恒常的な資金(内部留保資金)はない ※団体運営費補助の場合のみ判定	-
		02-02	補助金の精算は交付年度と同一年度に行っている	○
		02-03	実績報告に事業費を証する領収書等が添付されている	○
		02-04	原則として補助対象外とすべき経費（人件費、交際費等）に補助金を交付していない	○
	〔効率性〕 事務が効率的に行われ生産性が高いか。	02-05	補助率は1/2以下である ※該当する場合、02-06と02-07は判定不要	×
		02-06	補助率が1/2を超える合理的な理由がある	○
		02-07	補助率は1/2を超えているが、上限額を設定している	○
	〔有効性〕 所期の目的を達成し効果を上げているか。	02-08	終期設定がある	○
		02-09	効果目標の設定がある	○
公益性	対象事業に公益上の必要性はあるか。	03-01	特定の者の利益となっていない	○
公平性	〔公平性〕 事務執行が公平になされているか。	04-01	補助金の交付額は長期間固定化していない(過去3年のうち、2回以上同額交付とはならない)	×
		04-02	交付団体の事務局委任を受けていない（市担当課が事務局を担っていない）	○
	〔透明性〕 市民に対して事業の目的や内容について広く公開しているか。	04-03	検証結果を公開している(市民に対して事業の目的や内容を広く公開している)	○
			不適合の数	2
			評価対象項目数	14

適合性はないが、補助金を交付する合理的な理由

法規性	-
3 E	2-5 国要綱により面積に応じた単価が定められているため。
公益性	-
公平性	4-1 国要綱により面積に応じた定額補助を最長5年間行うことが定められているため。

評価／担当課	適切
今後の具体的な改善方針	-
審査／行財政改革課	適切
審査理由	-

鳥取市補助金カルテ

NO.	199	担当課	農政企画課	外線	0857-30-8307
適合性判定	今後見直しが必要		予算措置	令和8年度 当初予算	
補助金名	鳥取市ふるさと村推進事業費補助金				
概要	トットリ・アフトピア協会が行う鳥取ふるさと宅配便の発送やPR等の事業に要する経費を補助。				
補助金区分	その他の事業費補助				
根拠法令	第12次鳥取市総合計画（施策3104）農林水産業の振興				
創設年度	H16	終期	R10年度末で効果検証		
効果目標	むらづくり組織を通じて鳥取市の農産物等を販売し、県内外問わずPRをすることにより認知を拡大。もって農業者の継続的な意欲向上を図る。				
検証結果	-				

○ 予算科目、財源、補助金の推移

款	農林水産業費	項	農業費	目	農業振興費	
歳出事業名	麒麟のまちうまいもん販路拡大事業費					
R8予算	500千円			過去実績	件数	決算額 (千円)
R8予算 積算根拠	鳥取ふるさと宅配便に係る対象経費 500千円×10/10			R7 (見込)	1	400
				R6	1	500
				R5	1	500
				R4	1	430
補助率・補助額	10分の10			上限額	設定なし	
特定財源	なし（一般財源のみ）					

○ 補助金交付対象、要件、方法

交付先	トットリ・アフトピア協会
交付要件	トットリ・アフトピア協会が行う鳥取ふるさと宅配便の発送、PR等の事業
対象経費	鳥取ふるさと宅配便の発送、PR等の事業に要する経費
精算方法	交付決定の年度内に補助額を確定し、精算する。
実績確認	実績報告書に添付の領収書や事業内容が判別できる資料等で確認する。

○ 団体運営補助の状況

団体運営費補助	非該当
運営費に占める 補助金の割合	-
繰越金の有無	-

○ 補助対象経費に含まれる費用

人件費	-	積立金	-
交際費	-	出資金	-
慶弔費	-	貸付金	-
飲食費	-	寄附金	-
懇親会費	-	他団体助成金	-

○ 適合性チェック（適正化評価）

※団体運営費補助ではない

	適正化の視点	番号	基準	判定
合規性	事務が法令等に従って適法に行われているかどうか。	01-01	根拠となる「計画」や「法令」がある	○
		01-02	補助金交付要綱等を設けている	○
3 E	〔経済性〕 事務が経済的に行われ無駄がないか。	02-01	交付先団体には補助金額を超える恒常的な資金(内部留保資金)はない ※団体運営費補助の場合のみ判定	-
		02-02	補助金の精算は交付年度と同一年度に行っている	○
		02-03	実績報告に事業費を証する領収書等が添付されている	○
		02-04	原則として補助対象外とすべき経費（人件費、交際費等）に補助金を交付していない	○
	〔効率性〕 事務が効率的に行われ生産性が高いか。	02-05	補助率は1/2以下である ※該当する場合、02-06と02-07は判定不要	×
		02-06	補助率が1/2を超える合理的な理由がある	○
		02-07	補助率は1/2を超えているが、上限額を設定している	○
	〔有効性〕 所期の目的を達成し効果を上げているか。	02-08	終期設定がある	○
		02-09	効果目標の設定がある	○
公益性	対象事業に公益上の必要性はあるか。	03-01	特定の者の利益となっていない	○
公平性	〔公平性〕 事務執行が公平になされているか。	04-01	補助金の交付額は長期間固定化していない(過去3年のうち、2回以上同額交付とはならない)	○
		04-02	交付団体の事務局委任を受けていない（市担当課が事務局を担っていない）	×
	〔透明性〕 市民に対して事業の目的や内容について広く公開しているか。	04-03	検証結果を公開している(市民に対して事業の目的や内容を広く公開している)	○
			不適合の数	2
			評価対象項目数	14

適合性はないが、補助金を交付する合理的な理由

合規性	-
3 E	2-5 補助率及び上限額の設定はないものの、例年総事業費の1～2割程度の補助率となっている。
公益性	-
公平性	4-2 トットリ・アフトピア協会規約に則り、鳥取市農政企画課内に事務局を置いている。

評価／担当課	適切
今後の具体的な改善方針	-
審査／行財政改革課	今後見直しが必要
審査理由	補助率が1/2を超えており、担当課が事務局を担っている。

鳥取市補助金カルテ

NO.	200	担当課	農政企画課	外線	0857-30-8302
適合性判定	適切	予算措置	令和8年度 当初予算		
補助金名	農業経営基盤強化資金（スーパーL）利子補給金				
概要	認定農業者を対象とした農業経営基盤強化資金の利子負担分を補助。				
補助金区分	借入金の利子等償還に対する補助				
根拠法令	第12次鳥取市総合計画（施策3104）農林水産業の振興				
創設年度	H7	終期	R9年度末で廃止		
効果目標	-				
検証結果	-				

○ 予算科目、財源、補助金の推移

款	農林水産業費	項	農業費	目	農業総務費
歳出事業名	農業経営基盤強化資金（スーパーL）利子補給金				
R8予算	25千円		過去実績	件数	決算額 (千円)
R8予算 積算根拠	利子補給金 25千円		R7 (見込)	1	25
			R6	1	25
			R5	2	39
			R4	2	47
補助率・補助額	借入時期による		上限額	設定なし	
特定財源	県費				

○ 補助金交付対象、要件、方法

交付先	申請のあった個人
交付要件	平成23年度以前に農業経営基盤強化資金を借り入れた認定農業者
対象経費	農業経営基盤強化資金（スーパーL）の利子
精算方法	交付決定の年度内に補助額を確定し、精算する。
実績確認	日本政策金融公庫が作成する証憑書類による

○ 団体運営補助の状況

団体運営費補助	非該当
運営費に占める 補助金の割合	-
繰越金の有無	-

○ 補助対象経費に含まれる費用

人件費	-	積立金	-
交際費	-	出資金	-
慶弔費	-	貸付金	-
飲食費	-	寄附金	-
懇親会費	-	他団体助成金	-

○ 適合性チェック（適正化評価）

※団体運営費補助ではない

	適正化の視点	番号	基準	判定
法規性	事務が法令等に従って適法に行われているかどうか。	01-01	根拠となる「計画」や「法令」がある	○
		01-02	補助金交付要綱等を設けている	○
3 E	〔経済性〕 事務が経済的に行われ無駄がないか。	02-01	交付先団体には補助金額を超える恒常的な資金(内部留保資金)はない ※団体運営費補助の場合のみ判定	-
		02-02	補助金の精算は交付年度と同一年度に行っている	○
		02-03	実績報告に事業費を証する領収書等が添付されている	○
		02-04	原則として補助対象外とすべき経費（人件費、交際費等）に補助金を交付していない	○
	〔効率性〕 事務が効率的に行われ生産性が高いか。	02-05	補助率は1/2以下である ※該当する場合、02-06と02-07は判定不要	○
		02-06	補助率が1/2を超える合理的な理由がある	-
		02-07	補助率は1/2を超えているが、上限額を設定している	-
	〔有効性〕 所期の目的を達成し効果を上げているか。	02-08	終期設定がある	○
		02-09	効果目標の設定がある	×
公益性	対象事業に公益上の必要性はあるか。	03-01	特定の者の利益となっていない	○
公平性	〔公平性〕 事務執行が公平になされているか。	04-01	補助金の交付額は長期間固定化していない(過去3年のうち、2回以上同額交付とはならない)	○
		04-02	交付団体の事務局委任を受けていない（市担当課が事務局を担っていない）	○
	〔透明性〕 市民に対して事業の目的や内容について広く公開しているか。	04-03	検証結果を公開している(市民に対して事業の目的や内容を広く公開している)	○
			不適合の数	1
			評価対象項目数	12

適合性はないが、補助金を交付する合理的な理由

法規性	-
3 E	2-8 令和10年度に事業完了。 2-9 認定農業者が貸付けを受けた農業経営基盤強化資金についての利子を補助することを目的とするため、効果目標を定めていない。
公益性	-
公平性	-

評価／担当課	適切
今後の具体的な改善方針	-
審査／行財政改革課	適切
審査理由	-

鳥取市補助金カルテ

NO.	201	担当課	農政企画課	外線	0857-30-8305
適合性判定	適切	予算措置	令和8年度 当初予算		
補助金名	とっとり農業体験事業補助金				
概要	農業体験に係る研修費用を補助。				
補助金区分	その他の事業費補助				
根拠法令	第12次鳥取市総合計画（施策3104）農林水産業の振興				
創設年度	H21	終期	R10年度末で効果検証		
効果目標	担い手の増加				
検証結果	-				

○ 予算科目、財源、補助金の推移

款	農林水産業費	項	農業費	目	農業総務費	
歳出事業名	新規就農推進事業費					
R 8 予算	2,400千円			過去実績	件数	決算額 (千円)
R 8 予算 積算根拠	・ 滞在経費助成 100千円×12か月 ・ 住宅手当 50千円×12か月 ・ 体験者受入助成 50千円×12か月			R 7 (見込)	8	8,544
				R 6	6	7,944
				R 5	0	0
				R 4	3	4,920
補助率・補助額	滞在経費月100千円、住宅手当月50千円			上限額	設定なし	
特定財源	なし（一般財源のみ）					

○ 補助金交付対象、要件、方法

交付先	申請のあった個人、農業体験受入先
交付要件	とっとり農業体験事業：18歳から60歳であること。鳥取市新規就農者技術習得支援施設で一定の期間研修を受けていること。農業体験を行う品目と同種の品目を親が鳥取県内で経営していないこと。鳥取市内で就農定住を目指すこと。等
対象経費	研修にかかわる費用
精算方法	交付決定の年度内に補助額を確定し、精算する。
実績確認	実績報告書に添付の事業内容が判別できる資料等で確認する。

○ 団体運営補助の状況

団体運営費補助	非該当
運営費に占める 補助金の割合	-
繰越金の有無	-

○ 補助対象経費に含まれる費用

人件費	-	積立金	-
交際費	-	出資金	-
慶弔費	-	貸付金	-
飲食費	-	寄附金	-
懇親会費	-	他団体助成金	-

○ 適合性チェック（適正化評価）

※団体運営費補助ではない

	適正化の視点	番号	基準	判定
法規性	事務が法令等に従って適法に行われているかどうか。	01-01	根拠となる「計画」や「法令」がある	○
		01-02	補助金交付要綱等を設けている	○
3 E	〔経済性〕 事務が経済的に行われ無駄がないか。	02-01	交付先団体には補助金額を超える恒常的な資金(内部留保資金)はない ※団体運営費補助の場合のみ判定	-
		02-02	補助金の精算は交付年度と同一年度に行っている	○
		02-03	実績報告に事業費を証する領収書等が添付されている	×
		02-04	原則として補助対象外とすべき経費（人件費、交際費等）に補助金を交付していない	○
	〔効率性〕 事務が効率的に行われ生産性が高いか。	02-05	補助率は1/2以下である ※該当する場合、02-06と02-07は判定不要	×
		02-06	補助率が1/2を超える合理的な理由がある	×
		02-07	補助率は1/2を超えているが、上限額を設定している	○
	〔有効性〕 所期の目的を達成し効果を上げているか。	02-08	終期設定がある	○
		02-09	効果目標の設定がある	○
公益性	対象事業に公益上の必要性はあるか。	03-01	特定の者の利益となっていない	○
公平性	〔公平性〕 事務執行が公平になされているか。	04-01	補助金の交付額は長期間固定化していない(過去3年のうち、2回以上同額交付とはならない)	○
		04-02	交付団体の事務局委任を受けていない（市担当課が事務局を担っていない）	○
	〔透明性〕 市民に対して事業の目的や内容について広く公開しているか。	04-03	検証結果を公開している(市民に対して事業の目的や内容を広く公開している)	○
			不適合の数	3
			評価対象項目数	14

適合性はないが、補助金を交付する合理的な理由

法規性	-
3 E	2-3, 2-5, 2-6 生活費等の滞在経費や研修受入農家の費用を想定して定額で給付しているため。
公益性	-
公平性	-

評価／担当課	適切
今後の具体的な改善方針	-
審査／行財政改革課	適切
審査理由	-

鳥取市補助金カルテ

NO.	202	担当課	農政企画課	外線	0857-30-8304
適合性判定	適切	予算措置	令和8年度 当初予算		
補助金名	鳥取市就農条件整備事業費補助金				
概要	認定新規就農者が就農初期の経営基盤整備（機械・施設等）に要する経費を補助。				
補助金区分	その他の事業費補助				
根拠法令	第12次鳥取市総合計画（施策3104）農林水産業の振興				
創設年度	H21	終期	R10年度末で効果検証		
効果目標	青年等就農計画（5年後所得目標250万円）の達成				
検証結果	-				

○ 予算科目、財源、補助金の推移

款	農林水産業費	項	農業費	目	農業総務費
歳出事業名	新規就農営農支援事業費				
R8予算	29,573千円				
R8予算 積算根拠	対象者8名 補助対象事業費合計59,146千円 * 補助率1/2 = 29,573千円				
	過去実績	件数	決算額 (千円)		
	R7 (見込)	0	0		
	R6	2	1,298		
	R5	2	502		
	R4	3	5,017		
補助率・補助額	2分の1				
上限額	16,000千円				
特定財源	県費				

○ 補助金交付対象、要件、方法

交付先	申請のあった個人もしくは法人
交付要件	就農5年以内の新規就農者やその法人。要件として、認定新規就農者であること（継承者は要件あり）、経営改善計画の未認定者であること、複式簿記による独立した記帳を行う必要あり。
対象経費	機械・施設整備費、農業用機械の賃借料
精算方法	交付決定の年度内に、補助額を確定し、精算する。
実績確認	実績報告書へ領収書を添付させ、確認する。

○ 団体運営補助の状況

団体運営費補助	非該当
運営費に占める 補助金の割合	-
繰越金の有無	-

○ 補助対象経費に含まれる費用

人件費	-	積立金	-
交際費	-	出資金	-
慶弔費	-	貸付金	-
飲食費	-	寄附金	-
懇親会費	-	他団体助成金	-

○ 適合性チェック（適正化評価）

※団体運営費補助ではない

	適正化の視点	番号	基準	判定
法規性	事務が法令等に従って適法に行われているかどうか。	01-01	根拠となる「計画」や「法令」がある	○
		01-02	補助金交付要綱等を設けている	○
3 E	〔経済性〕 事務が経済的に行われ無駄がないか。	02-01	交付先団体には補助金額を超える恒常的な資金(内部留保資金)はない ※団体運営費補助の場合のみ判定	-
		02-02	補助金の精算は交付年度と同一年度に行っている	○
		02-03	実績報告に事業費を証する領収書等が添付されている	○
		02-04	原則として補助対象外とすべき経費（人件費、交際費等）に補助金を交付していない	○
	〔効率性〕 事務が効率的に行われ生産性が高いか。	02-05	補助率は1/2以下である ※該当する場合、02-06と02-07は判定不要	○
		02-06	補助率が1/2を超える合理的な理由がある	-
		02-07	補助率は1/2を超えているが、上限額を設定している	-
	〔有効性〕 所期の目的を達成し効果を上げているか。	02-08	終期設定がある	○
		02-09	効果目標の設定がある	○
公益性	対象事業に公益上の必要性はあるか。	03-01	特定の者の利益となっていない	○
公平性	〔公平性〕 事務執行が公平になされているか。	04-01	補助金の交付額は長期間固定化していない(過去3年のうち、2回以上同額交付とはならない)	○
		04-02	交付団体の事務局委任を受けていない（市担当課が事務局を担っていない）	○
	〔透明性〕 市民に対して事業の目的や内容について広く公開しているか。	04-03	検証結果を公開している(市民に対して事業の目的や内容を広く公開している)	○
			不適合の数	0
			評価対象項目数	12

適合性はないが、補助金を交付する合理的な理由

法規性	-
3 E	-
公益性	-
公平性	-

評価／担当課	適切
今後の具体的な改善方針	-
審査／行財政改革課	適切
審査理由	-

鳥取市補助金カルテ

NO.	203	担当課	農政企画課	外線	0857-30-8305
適合性判定	今後見直しが必要		予算措置	令和8年度 当初予算	
補助金名	一般財団法人鳥取市農業公社運営事業費補助金				
概要	一般社団法人鳥取市農業公社の運営費補助。				
補助金区分	団体運営費補助				
根拠法令	第12次鳥取市総合計画（施策3104）農林水産業の振興				
創設年度	H21	終期	R10年度末で効果検証		
効果目標	農地の保全管理、農業担い手の育成、特産加工品の開発普及など農家の高齢化や後継者不足などに対応する。				
検証結果	-				

○ 予算科目、財源、補助金の推移

款	農林水産業費	項	農業費	目	農業総務費	
歳出事業名	農業公社運営事業補助金					
R8予算	9,476千円			過去実績	件数	決算額 (千円)
R8予算 積算根拠	・事務局事業 4,396千円 農地保全事業 3,280千円 ・農地中間管理事業 1,800千円			R7 (見込)	1	9,476
				R6	1	9,476
				R5	1	9,476
				R4	1	9,476
補助率・補助額	10分の10			上限額	設定なし	
特定財源	なし（一般財源のみ）					

○ 補助金交付対象、要件、方法

交付先	一般財団法人鳥取市農業公社
交付要件	一般財団法人鳥取市農業公社
対象経費	補助金交付要綱に定める経費のうち、人件費その他の市長が特に認める経費を対象とする。
精算方法	交付決定の年度内に補助額を確定し、精算する。
実績確認	実績報告書に添付の事業実施内容が判別できる資料等で確認する。

○ 団体運営補助の状況

団体運営費補助	○
運営費に占める 補助金の割合	22.6%
繰越金の有無	有

○ 補助対象経費に含まれる費用

人件費	○	積立金	-
交際費	-	出資金	-
慶弔費	-	貸付金	-
飲食費	-	寄附金	-
懇親会費	-	他団体助成金	-

○ 適合性チェック（適正化評価）

	適正化の視点	番号	基準	判定
合規性	事務が法令等に従って適法に行われているかどうか。	01-01	根拠となる「計画」や「法令」がある	○
		01-02	補助金交付要綱等を設けている	○
3 E	〔経済性〕 事務が経済的に行われ無駄がないか。	02-01	交付先団体には補助金額を超える恒常的な資金(内部留保資金)はない ※団体運営費補助の場合のみ判定	○
		02-02	補助金の精算は交付年度と同一年度に行っている	○
		02-03	実績報告に事業費を証する領収書等が添付されている	○
		02-04	原則として補助対象外とすべき経費（人件費、交際費等）に補助金を交付していない	×
	〔効率性〕 事務が効率的に行われ生産性が高いか。	02-05	補助率は1/2以下である ※該当する場合、02-06と02-07は判定不要	×
		02-06	補助率が1/2を超える合理的な理由がある	○
		02-07	補助率は1/2を超えているが、上限額を設定している	×
	〔有効性〕 所期の目的を達成し効果を上げているか。	02-08	終期設定がある	○
		02-09	効果目標の設定がある	○
公益性	対象事業に公益上の必要性はあるか。	03-01	特定の者の利益となっていない	○
公平性	〔公平性〕 事務執行が公平になされているか。	04-01	補助金の交付額は長期間固定化していない(過去3年のうち、2回以上同額交付とはならない)	×
		04-02	交付団体の事務局委任を受けていない（市担当課が事務局を担っていない）	○
	〔透明性〕 市民に対して事業の目的や内容について広く公開しているか。	04-03	検証結果を公開している(市民に対して事業の目的や内容を広く公開している)	○
			不適合の数	4
			評価対象項目数	15

適合性はないが、補助金を交付する合理的な理由	
合規性	-
3 E	2-4, 2-5, 2-7 農地中間管理事業など市が実施すべき公益事業を担っているため不足している人件費を補助する。
公益性	-
公平性	4-1 人件費を負担しているため、交付額は同額としている。

評価／担当課	今後見直しを検討
今後の具体的な改善方針	交付額、交付対象経費等の見直しを検討する
審査／行財政改革課	今後見直しが必要
審査理由	補助率が1/2を超えており、補助対象経費に人件費が含まれている。

鳥取市補助金カルテ

NO.	204	担当課	農政企画課	外線	0857-30-8304
適合性判定	適切	予算措置	令和8年度 当初予算		
補助金名	鳥取市果樹等安定生産支援事業補助金				
概要	大豆作付け農家や果樹(梨・柿・ぶどう等)農家の経営安定を図るため、農家が加入する共済掛金等に対する補助。				
補助金区分	その他の事業費補助				
根拠法令	第12次鳥取市総合計画（施策3104）農林水産業の振興				
創設年度	H13	終期	R10年度末で効果検証		
効果目標	収入保険の新規加入者の促進と継続者の契約更新				
検証結果	-				

○ 予算科目、財源、補助金の推移

款	農林水産業費	項	農業費	目	農業振興費
歳出事業名	果樹等安定生産支援事業費補助金				
R8予算	305千円				
R8予算 積算根拠	・果樹 2,590千円×1/10 ・大豆 460千円×1/10				
			過去実績	件数	決算額 (千円)
			R7 (見込)	2	164
			R6	3	970
			R5	3	1,609
			R4	3	1,087
補助率・補助額	10分の1				
上限額	設定なし				
特定財源	なし（一般財源のみ）				

○ 補助金交付対象、要件、方法

交付先	鳥取県農業共済組合
交付要件	果樹共済、畑作物共済、収入保険にかかる農業者負担経費の一部助成
対象経費	果樹共済、畑作物共済、収入保険にかかる農業者負担経費
精算方法	交付決定の年度内に、補助額を確定し、精算する。
実績確認	実績報告書に添付の事業実施内容が判別できる資料や領収書等で確認する。

○ 団体運営補助の状況

団体運営費補助	非該当
運営費に占める 補助金の割合	-
繰越金の有無	-

○ 補助対象経費に含まれる費用

人件費	-	積立金	-
交際費	-	出資金	-
慶弔費	-	貸付金	-
飲食費	-	寄附金	-
懇親会費	-	他団体助成金	-

○ 適合性チェック（適正化評価）

※団体運営費補助ではない

	適正化の視点	番号	基準	判定
合規性	事務が法令等に従って適法に行われているかどうか。	01-01	根拠となる「計画」や「法令」がある	○
		01-02	補助金交付要綱等を設けている	○
3 E	〔経済性〕 事務が経済的に行われ無駄がないか。	02-01	交付先団体には補助金額を超える恒常的な資金（内部留保資金）はない ※団体運営費補助の場合のみ判定	-
		02-02	補助金の精算は交付年度と同一年度に行っている	○
		02-03	実績報告に事業費を証する領収書等が添付されている	○
		02-04	原則として補助対象外とすべき経費（人件費、交際費等）に補助金を交付していない	○
	〔効率性〕 事務が効率的に行われ生産性が高いか。	02-05	補助率は1/2以下である ※該当する場合、02-06と02-07は判定不要	○
		02-06	補助率が1/2を超える合理的な理由がある	-
		02-07	補助率は1/2を超えているが、上限額を設定している	-
	〔有効性〕 所期の目的を達成し効果を上げているか。	02-08	終期設定がある	○
		02-09	効果目標の設定がある	○
公益性	対象事業に公益上の必要性はあるか。	03-01	特定の者の利益となっていない	○
公平性	〔公平性〕 事務執行が公平になされているか。	04-01	補助金の交付額は長期間固定化していない（過去3年のうち、2回以上同額交付とはなっていない）	○
		04-02	交付団体の事務局委任を受けていない（市担当課が事務局を担っていない）	○
	〔透明性〕 市民に対して事業の目的や内容について広く公開しているか。	04-03	検証結果を公開している（市民に対して事業の目的や内容を広く公開している）	○
			不適合の数	0
			評価対象項目数	12

適合性はないが、補助金を交付する合理的な理由

合規性	-
3 E	-
公益性	-
公平性	-

評価／担当課	適切
今後の具体的な改善方針	-
審査／行財政改革課	適切
審査理由	-

鳥取市補助金カルテ

NO.	205	担当課	農政企画課	外線	0857-30-8304
適合性判定	適切	予算措置	令和8年度 当初予算		
補助金名	鳥取市鳥取梨生産振興事業費補助金				
概要	梨の生産振興に必要な資材、果樹園整備、機械導入等に要する経費を補助。				
補助金区分	その他の事業費補助				
根拠法令	第12次鳥取市総合計画（施策3104）農林水産業の振興				
創設年度	H26	終期	R10年度末で効果検証		
効果目標	ほ場の整備に係る経費を支援することで、農産物の品質や作業効率を向上させ、収量を増加させる				
検証結果	-				

○ 予算科目、財源、補助金の推移

款	農林水産業費	項	農業費	目	農業振興費	
歳出事業名	果樹振興対策事業費					
R 8 予算	18,060千円			過去実績	件数	決算額 (千円)
R 8 予算 積算根拠	・新甘泉等特別対策 16,959千円 534千円 ・ジョイント栽培拡大 ・低コスト・体制強化 567千円			R 7 (見込)	3	5,902
				R 6	7	8,259
				R 5	8	5,498
				R 4	7	12,432
補助率・補助額	2分の1～4分の3			上限額	設定なし	
特定財源	県費					

○ 補助金交付対象、要件、方法

交付先	申請のあった個人、法人
交付要件	農業協同組合、生産組織、鳥取県農業農村担い手育成機構、認定農業者、産地計画に定められた者
対象経費	果樹園整備に係る経費等
精算方法	交付決定の年度内に補助額を確定し、精算する。
実績確認	実績報告書に添付の事業実施内容が判別できる資料や領収書等で確認する。

○ 団体運営補助の状況

団体運営費補助	非該当
運営費に占める 補助金の割合	-
繰越金の有無	-

○ 補助対象経費に含まれる費用

人件費	-	積立金	-
交際費	-	出資金	-
慶弔費	-	貸付金	-
飲食費	-	寄附金	-
懇親会費	-	他団体助成金	-

○ 適合性チェック（適正化評価）

※団体運営費補助ではない

	適正化の視点	番号	基準	判定
法規性	事務が法令等に従って適法に行われているかどうか。	01-01	根拠となる「計画」や「法令」がある	○
		01-02	補助金交付要綱等を設けている	○
3 E	〔経済性〕 事務が経済的に行われ無駄がないか。	02-01	交付先団体には補助金額を超える恒常的な資金(内部留保資金)はない ※団体運営費補助の場合のみ判定	-
		02-02	補助金の精算は交付年度と同一年度に行っている	○
		02-03	実績報告に事業費を証する領収書等が添付されている	○
		02-04	原則として補助対象外とすべき経費（人件費、交際費等）に補助金を交付していない	○
	〔効率性〕 事務が効率的に行われ生産性が高いか。	02-05	補助率は1/2以下である ※該当する場合、02-06と02-07は判定不要	×
		02-06	補助率が1/2を超える合理的な理由がある	○
		02-07	補助率は1/2を超えているが、上限額を設定している	×
	〔有効性〕 所期の目的を達成し効果を上げているか。	02-08	終期設定がある	○
		02-09	効果目標の設定がある	○
公益性	対象事業に公益上の必要性はあるか。	03-01	特定の者の利益となっていない	○
公平性	〔公平性〕 事務執行が公平になされているか。	04-01	補助金の交付額は長期間固定化していない(過去3年のうち、2回以上同額交付とはならない)	○
		04-02	交付団体の事務局委任を受けていない（市担当課が事務局を担っていない）	○
	〔透明性〕 市民に対して事業の目的や内容について広く公開しているか。	04-03	検証結果を公開している(市民に対して事業の目的や内容を広く公開している)	○
			不適合の数	2
			評価対象項目数	14

適合性はないが、補助金を交付する合理的な理由

法規性	-
3 E	2-5 県補助要綱により補助率が1/2以上と定められているため。 2-7 県要綱により上限が定められていないため。
公益性	-
公平性	-

評価／担当課	適切
今後の具体的な改善方針	-
審査／行財政改革課	適切
審査理由	-

鳥取市補助金カルテ

NO.	206	担当課	農政企画課	外線	0857-30-8302
適合性判定	適切	予算措置	令和8年度 当初予算		
補助金名	地場野菜生産振興対策事業費補助金				
概要	地場野菜の生産振興に向けて、施設や機械の整備に要する経費を補助。				
補助金区分	その他の事業費補助				
根拠法令	第12次鳥取市総合計画（施策3104）農林水産業の振興				
創設年度	H8	終期	R10年度末で効果検証		
効果目標	小規模生産者が取り組む、地場野菜の生産体制の整備に要する経費への支援することで、農産物の品質や作業効率を向上させ、農業経営の維持・継続を図る				
検証結果	-				

○ 予算科目、財源、補助金の推移

款	農林水産業費	項	農業費	目	農業振興費		
歳出事業名	農産物生産振興対策等総合支援事業費						
R8予算	50千円				過去実績	件数	決算額 (千円)
R8予算 積算根拠	被覆トンネル資材 100千円×1/2				R7 (見込)	1	27
					R6	1	12
					R5	1	2,050
					R4	3	2,070
補助率・補助額	事業による				上限額	設定なし	
特定財源	その他（利用料、地元負担金、寄附金など）						

○ 補助金交付対象、要件、方法

交付先	鳥取いなば農業協同組合ほか農業者
交付要件	○地場野菜生産振興対策事業 小規模生産者が取り組む、地場野菜の生産体制の整備に要する経費への支援 補助率：1/2以内（補助金上限30万円）
対象経費	小規模生産者が取り組む、地場野菜の生産体制の整備に要する経費
精算方法	交付決定の年度内に、補助額を確定し、精算する。
実績確認	支払に係る証憑書類等

○ 団体運営補助の状況

団体運営費補助	非該当
運営費に占める 補助金の割合	-
繰越金の有無	-

○ 補助対象経費に含まれる費用

人件費	-	積立金	-
交際費	-	出資金	-
慶弔費	-	貸付金	-
飲食費	-	寄附金	-
懇親会費	-	他団体助成金	-

○ 適合性チェック（適正化評価）

※団体運営費補助ではない

	適正化の視点	番号	基準	判定
法規性	事務が法令等に従って適法に行われているかどうか。	01-01	根拠となる「計画」や「法令」がある	○
		01-02	補助金交付要綱等を設けている	○
3 E	〔経済性〕 事務が経済的に行われ無駄がないか。	02-01	交付先団体には補助金額を超える恒常的な資金(内部留保資金)はない ※団体運営費補助の場合のみ判定	-
		02-02	補助金の精算は交付年度と同一年度に行っている	○
		02-03	実績報告に事業費を証する領収書等が添付されている	○
		02-04	原則として補助対象外とすべき経費（人件費、交際費等）に補助金を交付していない	○
	〔効率性〕 事務が効率的に行われ生産性が高いか。	02-05	補助率は1/2以下である ※該当する場合、02-06と02-07は判定不要	○
		02-06	補助率が1/2を超える合理的な理由がある	-
		02-07	補助率は1/2を超えているが、上限額を設定している	-
	〔有効性〕 所期の目的を達成し効果を上げているか。	02-08	終期設定がある	○
		02-09	効果目標の設定がある	○
公益性	対象事業に公益上の必要性はあるか。	03-01	特定の者の利益となっていない	○
公平性	〔公平性〕 事務執行が公平になされているか。	04-01	補助金の交付額は長期間固定化していない(過去3年のうち、2回以上同額交付とはなっていない)	○
		04-02	交付団体の事務局委任を受けていない（市担当課が事務局を担っていない）	○
	〔透明性〕 市民に対して事業の目的や内容について広く公開しているか。	04-03	検証結果を公開している(市民に対して事業の目的や内容を広く公開している)	○
			不適合の数	0
			評価対象項目数	12

適合性はないが、補助金を交付する合理的な理由

法規性	-
3 E	-
公益性	-
公平性	-

評価／担当課	適切
今後の具体的な改善方針	-
審査／行財政改革課	適切
審査理由	-

鳥取市補助金カルテ

NO.	207	担当課	農政企画課	外線	0857-30-8304
適合性判定	適切	予算措置	令和8年度 当初予算		
補助金名	鳥取市ともに目指す！担い手強化支援事業費補助金				
概要	意欲のある農業者等が行う生産額や経営規模の拡大、低コスト化等を目指すプランの実現に必要な機械や施設の整備に要する経費を補助。				
補助金区分	その他の事業費補助				
根拠法令	第12次鳥取市総合計画（施策3104）農林水産業の振興				
創設年度	R6	終期	R10年度末で効果検証		
効果目標	プランにおいて設定された目標値（面積拡大等）				
検証結果	－				

○ 予算科目、財源、補助金の推移

款	農林水産業費	項	農業費	目	農業振興費	
歳出事業名	ともに目指す担い手強化支援事業費					
R 8 予算	14, 287千円			過去実績	件数	決算額 (千円)
R 8 予算 積算根拠	・パイプハウス等 7, 620千円×1/2 ・育苗ハウス等 10, 389千円×1/2 ・トラクター、ハロー 9, 400千円×1/2（6 月補正対応） ・コンバイン、播種機 10, 565千円×1/2			R 7 (見込)	3	19, 282
				R 6	4	8, 612
				R 5	4	19, 282
				R 4	3	23, 430
補助率・補助額		2分の1（県3分の1、市6分の1）			上限額	48, 000千円
特定財源	県費					

○ 補助金交付対象、要件、方法

交付先	申請のあった事業者
交付要件	ともに目指す！担い手強化支援事業実施要領（令和6年3月22日付第202400001327号鳥取県農林水産部長通知）2の（1）に掲げるもののいずれかに該当するもので6の（2）に基づいて認定されたプランにおいて県が支援すべきものと位置づけた事業を実施する者。
対象経費	認定プランに沿って行う、農業分野（特用林産物を含む。）畜産分野（養豚又は養鶏）及び耕畜連携関する機械施設整備等に要する経費。
精算方法	交付決定の年度内に補助額を確定し、精算する。
実績確認	実績報告書に添付の領収書や事業内容が判別できる資料等で確認する。

○ 団体運営補助の状況

団体運営費補助	非該当
運営費に占める 補助金の割合	-
繰越金の有無	-

○ 補助対象経費に含まれる費用

人件費	-	積立金	-
交際費	-	出資金	-
慶弔費	-	貸付金	-
飲食費	-	寄附金	-
懇親会費	-	他団体助成金	-

○ 適合性チェック（適正化評価）

※団体運営費補助ではない

	適正化の視点	番号	基準	判定
合規性	事務が法令等に従って適法に行われているかどうか。	01-01	根拠となる「計画」や「法令」がある	○
		01-02	補助金交付要綱等を設けている	○
3 E	〔経済性〕 事務が経済的に行われ無駄がないか。	02-01	交付先団体には補助金額を超える恒常的な資金(内部留保資金)はない ※団体運営費補助の場合のみ判定	-
		02-02	補助金の精算は交付年度と同一年度に行っている	○
		02-03	実績報告に事業費を証する領収書等が添付されている	○
		02-04	原則として補助対象外とすべき経費（人件費、交際費等）に補助金を交付していない	○
	〔効率性〕 事務が効率的に行われ生産性が高いか。	02-05	補助率は1/2以下である ※該当する場合、02-06と02-07は判定不要	○
		02-06	補助率が1/2を超える合理的な理由がある	-
		02-07	補助率は1/2を超えているが、上限額を設定している	-
	〔有効性〕 所期の目的を達成し効果を上げているか。	02-08	終期設定がある	○
		02-09	効果目標の設定がある	○
公益性	対象事業に公益上の必要性はあるか。	03-01	特定の者の利益となっていない	○
公平性	〔公平性〕 事務執行が公平になされているか。	04-01	補助金の交付額は長期間固定化していない(過去3年のうち、2回以上同額交付とはならない)	○
		04-02	交付団体の事務局委任を受けていない（市担当課が事務局を担っていない）	○
	〔透明性〕 市民に対して事業の目的や内容について広く公開しているか。	04-03	検証結果を公開している(市民に対して事業の目的や内容を広く公開している)	○
			不適合の数	0
			評価対象項目数	12

適合性はないが、補助金を交付する合理的な理由

合規性	-
3 E	-
公益性	-
公平性	-

評価／担当課	適切
今後の具体的な改善方針	-
審査／行財政改革課	適切
審査理由	-

鳥取市補助金カルテ

NO.	208	担当課	農政企画課	外線	0857-30-8307
適合性判定	適切	予算措置	令和8年度 当初予算		
補助金名	鳥取市農産物等販路開拓支援事業費補助金				
概要	農業者や農業者団体等が県外で行う販路開拓や知名度向上、消費者ニーズの把握に係る経費を補助。				
補助金区分	その他の事業費補助				
根拠法令	第12次鳥取市総合計画（施策3104）農林水産業の振興				
創設年度	H27	終期	R10年度末で効果検証		
効果目標	県外で行う販路開拓等の経費を支援することで、県外市場における市内農産物の認知度・ブランドイメージの向上、消費者が求める味・量・価格帯・パッケージなどの嗜好傾向の把握、売り上げの増加、新たな販路を獲得する。				
検証結果	-				

○ 予算科目、財源、補助金の推移

款	農林水産業費	項	農業費	目	農業振興費	
歳出事業名	麒麟のまちうまいもん販路拡大事業費					
R8予算	500千円			過去実績	件数	決算額 (千円)
R8予算 積算根拠	上限額50千円×10件			R7 (見込)	4	122
				R6	4	200
				R5	4	160
				R4	5	116
補助率・補助額	2分の1			上限額	50千円	
特定財源						

○ 補助金交付対象、要件、方法

交付先	申請のあった個人、法人、生産組織
交付要件	鳥取市内に住所を有する農業者、農業法人、農業者団体等で構成する任意組織
対象経費	鳥取県外で行う販路開拓、販路拡大、知名度向上、消費者ニーズの把握に係る経費（旅費、消耗品費、燃料費、使用料、配送料、借上料）
精算方法	交付決定の年度内に、補助額を確定し、精算する。
実績確認	実績報告書に添付の領収書や事業内容が判別できる資料等で確認する。

○ 団体運営補助の状況

団体運営費補助	非該当
運営費に占める 補助金の割合	-
繰越金の有無	-

○ 補助対象経費に含まれる費用

人件費	-	積立金	-
交際費	-	出資金	-
慶弔費	-	貸付金	-
飲食費	-	寄附金	-
懇親会費	-	他団体助成金	-

○ 適合性チェック（適正化評価）

※団体運営費補助ではない

	適正化の視点	番号	基準	判定
法規性	事務が法令等に従って適法に行われているかどうか。	01-01	根拠となる「計画」や「法令」がある	○
		01-02	補助金交付要綱等を設けている	○
3 E	【経済性】 事務が経済的に行われ無駄がないか。	02-01	交付先団体には補助金額を超える恒常的な資金(内部留保資金)はない ※団体運営費補助の場合のみ判定	-
		02-02	補助金の精算は交付年度と同一年度に行っている	○
		02-03	実績報告に事業費を証する領収書等が添付されている	○
		02-04	原則として補助対象外とすべき経費（人件費、交際費等）に補助金を交付していない	○
	【効率性】 事務が効率的に行われ生産性が高いか。	02-05	補助率は1/2以下である ※該当する場合、02-06と02-07は判定不要	○
		02-06	補助率が1/2を超える合理的な理由がある	-
		02-07	補助率は1/2を超えているが、上限額を設定している	-
	【有効性】 所期の目的を達成し効果を上げているか。	02-08	終期設定がある	○
		02-09	効果目標の設定がある	○
公益性	対象事業に公益上の必要性はあるか。	03-01	特定の者の利益となっていない	○
公平性	【公平性】 事務執行が公平になされているか。	04-01	補助金の交付額は長期間固定化していない(過去3年のうち、2回以上同額交付とはなっていない)	○
		04-02	交付団体の事務局委任を受けていない（市担当課が事務局を担っていない）	○
	【透明性】 市民に対して事業の目的や内容について広く公開しているか。	04-03	検証結果を公開している(市民に対して事業の目的や内容を広く公開している)	○
			不適合の数	0
			評価対象項目数	12

適合性はないが、補助金を交付する合理的な理由

法規性	-
3 E	-
公益性	-
公平性	-

評価／担当課	適切
今後の具体的な改善方針	-
審査／行財政改革課	適切
審査理由	-

鳥取市補助金カルテ

NO.	209	担当課	農政企画課	外線	0857-30-8304
適合性判定	適切	予算措置	令和8年度 当初予算		
補助金名	鳥取市米穀品質向上対策支援事業補助金				
概要	鳥取いなば農業協同組合が、米、麦、大豆その他の米穀類の品質安定化を目的とした生産拠点の施設又は機械・設備を整備に要する経費を補助。				
補助金区分	施設整備事業に対する補助				
根拠法令	第12次鳥取市総合計画（施策3104）農林水産業の振興				
創設年度	R2	終期	R10年度末で効果検証		
効果目標	米穀類の生産拠点の施設、機械、設備を整備することにより品質向上や安定生産に繋がること				
検証結果	-				

○ 予算科目、財源、補助金の推移

款	農林水産業費	項	農業費	目	農業振興費
歳出事業名	米穀品質向上対策支援事業補助金				
R8予算	2,333千円				
R8予算 積算根拠	・国府RC 事務処理システム設備新設 7,000千円×1/3≒2,333千円				
		過去実績	件数	決算額 (千円)	
		R7 (見込)	8	16,620	
		R6	10	14,788	
		R5	5	15,091	
		R4	4	13,928	
補助率・補助額	3分の1				
上限額	10,000千円				
特定財源	その他（利用料、地元負担金、寄附金など）				

○ 補助金交付対象、要件、方法

交付先	鳥取いなば農業協同組合
交付要件	鳥取いなば農業協同組合
対象経費	米穀の生産・集出荷に必要な施設及び機械・設備の整備
精算方法	交付決定の年度内に、補助額を確定し、精算する。
実績確認	実績報告書に添付の事業実施内容が判別できる資料や領収書等で確認する。

○ 団体運営補助の状況

団体運営費補助	非該当
運営費に占める 補助金の割合	-
繰越金の有無	-

○ 補助対象経費に含まれる費用

人件費	-	積立金	-
交際費	-	出資金	-
慶弔費	-	貸付金	-
飲食費	-	寄附金	-
懇親会費	-	他団体助成金	-

○ 適合性チェック（適正化評価）

※団体運営費補助ではない

	適正化の視点	番号	基準	判定
法規性	事務が法令等に従って適法に行われているかどうか。	01-01	根拠となる「計画」や「法令」がある	○
		01-02	補助金交付要綱等を設けている	○
3 E	〔経済性〕 事務が経済的に行われ無駄がないか。	02-01	交付先団体には補助金額を超える恒常的な資金（内部留保資金）はない ※団体運営費補助の場合のみ判定	-
		02-02	補助金の精算は交付年度と同一年度に行っている	○
		02-03	実績報告に事業費を証する領収書等が添付されている	○
		02-04	原則として補助対象外とすべき経費（人件費、交際費等）に補助金を交付していない	○
	〔効率性〕 事務が効率的に行われ生産性が高いか。	02-05	補助率は1/2以下である ※該当する場合、02-06と02-07は判定不要	○
		02-06	補助率が1/2を超える合理的な理由がある	-
		02-07	補助率は1/2を超えているが、上限額を設定している	-
	〔有効性〕 所期の目的を達成し効果を上げているか。	02-08	終期設定がある	○
		02-09	効果目標の設定がある	○
公益性	対象事業に公益上の必要性はあるか。	03-01	特定の者の利益となっていない	○
公平性	〔公平性〕 事務執行が公平になされているか。	04-01	補助金の交付額は長期間固定化していない（過去3年のうち、2回以上同額交付とはなっていない）	○
		04-02	交付団体の事務局委任を受けていない（市担当課が事務局を担っていない）	○
	〔透明性〕 市民に対して事業の目的や内容について広く公開しているか。	04-03	検証結果を公開している（市民に対して事業の目的や内容を広く公開している）	○
			不適合の数	0
			評価対象項目数	12

適合性はないが、補助金を交付する合理的な理由

法規性	-
3 E	-
公益性	-
公平性	-

評価／担当課	適切
今後の具体的な改善方針	-
審査／行財政改革課	適切
審査理由	-

鳥取市補助金カルテ

NO.	210	担当課	農政企画課	外線	0857-30-8304
適合性判定	適切	予算措置	令和8年度 当初予算		
補助金名	鳥取市畜産振興対策事業費補助金				
概要	良質の家畜の育成及び販売促進に向け、畜産農家等の放牧料や餌代等の経費に対する補助。				
補助金区分	その他の事業費補助				
根拠法令	第12次鳥取市総合計画（施策3104）農林水産業の振興				
創設年度	H19	終期	R10年度末で効果検証		
効果目標	公共牧場への放牧に係る経費を支援することで、畜産農家の労働時間短縮及び飼料費を削減する。素牛導入に係る経費を支援することで、素牛の導入頭数を安定させる。畜産経営コストの多くを占める飼料費に係る経費を支援することで、畜産農家の離農リスクを低減し持続可能な生産体制の構築を行う。				
検証結果	-				

○ 予算科目、財源、補助金の推移

款	農林水産業費	項	農業費	目	畜産業費	
歳出事業名	畜産振興対策事業費					
R 8 予算	4,238千円					
R 8 予算 積算根拠	・放牧奨励事業 放牧料支援（肉用牛） 860円×60頭×365日×1/10=1,883,400円 ・肥育牛素牛安定導入対策事業 素牛購入に係る年間利息 6,139,466円×1/6=1,023,244円 ・畜産経営体質強化対策事業（86,774円/ t (R7)-60,150円/ t (H23～R2)）×1,000 t ×1/20=1,331,200円			過去実績	件数	決算額 (千円)
				R 7 (見込)	1	5,447
				R 6	1	4,882
				R 5	1	3,492
				R 4	1	4,092
補助率・補助額	6分の1、10分の1、20分の1			上限額	5,000千円	
特定財源	なし（一般財源のみ）					

○ 補助金交付対象、要件、方法

交付先	鳥取いなば農業協同組合等
交付要件	本市で畜産事業を営むもの
対象経費	肉用牛又は乳用牛を公共放牧場へ放牧する際に要する経費。農協から素牛の貸付けを受けた場合の導入から出荷までの間の利息の額又は素牛の購入に要する借入金の利息の額。社団法人全国配合飼料供給安定基金業務方法書に規定する価格の当該年度の平均と平成23年度から令和2年度までの平均価格の差額等。
精算方法	交付決定の年度内に補助額を確定し、精算する。
実績確認	実績報告書に添付の領収書や事業内容が判別できる資料等で確認する。

○ 団体運営補助の状況

団体運営費補助	非該当
運営費に占める 補助金の割合	-
繰越金の有無	-

○ 補助対象経費に含まれる費用

人件費	-	積立金	-
交際費	-	出資金	-
慶弔費	-	貸付金	-
飲食費	-	寄附金	-
懇親会費	-	他団体助成金	-

○ 適合性チェック（適正化評価）

※団体運営費補助ではない

	適正化の視点	番号	基準	判定
合規性	事務が法令等に従って適法に行われているかどうか。	01-01	根拠となる「計画」や「法令」がある	○
		01-02	補助金交付要綱等を設けている	○
3 E	〔経済性〕 事務が経済的に行われ無駄がないか。	02-01	交付先団体には補助金額を超える恒常的な資金（内部留保資金）はない ※団体運営費補助の場合のみ判定	-
		02-02	補助金の精算は交付年度と同一年度に行っている	○
		02-03	実績報告に事業費を証する領収書等が添付されている	○
		02-04	原則として補助対象外とすべき経費（人件費、交際費等）に補助金を交付していない	○
	〔効率性〕 事務が効率的に行われ生産性が高いか。	02-05	補助率は1/2以下である ※該当する場合、02-06と02-07は判定不要	○
		02-06	補助率が1/2を超える合理的な理由がある	-
		02-07	補助率は1/2を超えているが、上限額を設定している	-
	〔有効性〕 所期の目的を達成し効果を上げているか。	02-08	終期設定がある	○
		02-09	効果目標の設定がある	○
公益性	対象事業に公益上の必要性はあるか。	03-01	特定の者の利益となっていない	○
公平性	〔公平性〕 事務執行が公平になされているか。	04-01	補助金の交付額は長期間固定化していない（過去3年のうち、2回以上同額交付とはならない）	○
		04-02	交付団体の事務局委任を受けていない（市担当課が事務局を担っていない）	○
	〔透明性〕 市民に対して事業の目的や内容について広く公開しているか。	04-03	検証結果を公開している（市民に対して事業の目的や内容を広く公開している）	○
			不適合の数	0
			評価対象項目数	12

適合性はないが、補助金を交付する合理的な理由

合規性	-
3 E	-
公益性	-
公平性	-

評価／担当課	適切
今後の具体的な改善方針	-
審査／行財政改革課	適切
審査理由	-

鳥取市補助金カルテ

NO.	211	担当課	農政企画課	外線	0857-30-8304
適合性判定	適切	予算措置	令和8年度 当初予算		
補助金名	鳥取市鳥取地どりブランド生産拡大支援事業費補助金				
概要	鳥取地どりブランドの品質向上と安定生産を図るため、施設の改修及び食鳥処理等に要する経費を補助。				
補助金区分	その他の事業費補助				
根拠法令	第12次鳥取市総合計画（施策3104）農林水産業の振興				
創設年度	H22	終期	R10年度末で効果検証		
効果目標	人材育成・研修の実施、販路拡大、鳥取地どりピヨの生産性や品質の向上				
検証結果	-				

○ 予算科目、財源、補助金の推移

款	農林水産業費	項	農業費	目	畜産業費	
歳出事業名	鳥取地どりブランド生産拡大支援事業費補助金					
R8予算	2,267千円			過去実績	件数	決算額 (千円)
R8予算 積算根拠	・人材育成 74千円×1/3 ・啓発宣伝 1,915千円×1/3 ・施設整備 9,630千円×1/6			R7 (見込)	1	5,568
				R6	1	2,302
				R5	1	5,940
				R4	1	2,023
補助率・補助額	3分の1、6分の1			上限額	設定なし	
特定財源	なし（一般財源のみ）					

○ 補助金交付対象、要件、方法

交付先	申請のあった個人、法人
交付要件	鳥取地どりの生産を開始又は規模拡大する農業者等
対象経費	鳥取地どりの増羽及び増羽に向け た人材確保のために必要な施設及 び機械等に係る以下の経費、鳥取地どり販売促進のために係る経費、食鳥処理技術を備えた人材確保の ための経費
精算方法	交付決定の年度内に、補助額を確定し、精算する。
実績確認	実績報告書に添付の領収書や事業内容が判別できる資料等で確認する。

○ 団体運営補助の状況

団体運営費補助	非該当
運営費に占める 補助金の割合	-
繰越金の有無	-

○ 補助対象経費に含まれる費用

人件費	-	積立金	-
交際費	-	出資金	-
慶弔費	-	貸付金	-
飲食費	-	寄附金	-
懇親会費	-	他団体助成金	-

○ 適合性チェック（適正化評価）

※団体運営費補助ではない

	適正化の視点	番号	基準	判定
合規性	事務が法令等に従って適法に行われているかどうか。	01-01	根拠となる「計画」や「法令」がある	○
		01-02	補助金交付要綱等を設けている	○
3 E	〔経済性〕 事務が経済的に行われ無駄がないか。	02-01	交付先団体には補助金額を超える恒常的な資金(内部留保資金)はない ※団体運営費補助の場合のみ判定	-
		02-02	補助金の精算は交付年度と同一年度に行っている	○
		02-03	実績報告に事業費を証する領収書等が添付されている	○
		02-04	原則として補助対象外とすべき経費（人件費、交際費等）に補助金を交付していない	○
	〔効率性〕 事務が効率的に行われ生産性が高いか。	02-05	補助率は1/2以下である ※該当する場合、02-06と02-07は判定不要	○
		02-06	補助率が1/2を超える合理的な理由がある	-
		02-07	補助率は1/2を超えているが、上限額を設定している	-
	〔有効性〕 所期の目的を達成し効果を上げているか。	02-08	終期設定がある	○
		02-09	効果目標の設定がある	○
公益性	対象事業に公益上の必要性はあるか。	03-01	特定の者の利益となっていない	○
公平性	〔公平性〕 事務執行が公平になされているか。	04-01	補助金の交付額は長期間固定化していない(過去3年のうち、2回以上同額交付とはならない)	○
		04-02	交付団体の事務局委任を受けていない（市担当課が事務局を担っていない）	○
	〔透明性〕 市民に対して事業の目的や内容について広く公開しているか。	04-03	検証結果を公開している(市民に対して事業の目的や内容を広く公開している)	○
			不適合の数	0
			評価対象項目数	12

適合性はないが、補助金を交付する合理的な理由

合規性	-
3 E	-
公益性	-
公平性	-

評価／担当課	適切
今後の具体的な改善方針	-
審査／行財政改革課	適切
審査理由	-

鳥取市補助金カルテ

NO.	212	担当課	農政企画課	外線	0857-30-8305
適合性判定	適切	予算措置	令和8年度 当初予算		
補助金名	鳥取市農地集積・集約化等対策事業費補助金				
概要	担い手の確保や経営体への農地集積の推進に向け、地域集積協力金、集約化奨励金を交付。				
補助金区分	その他の事業費補助				
根拠法令	第12次鳥取市総合計画（施策3104）農林水産業の振興				
創設年度	H24	終期	R10年度末で効果検証		
効果目標	担い手への農地集積率40%（R12年度）				
検証結果	-				

○ 予算科目、財源、補助金の推移

款	農林水産業費	項	農業費	目	農業構造改善事業費		
歳出事業名	農地集積等対策事業費						
R8予算	4,988千円				過去実績	件数	決算額 (千円)
R8予算 積算根拠	集積面積16.6ha×交付単価28千円/10a 集積面積1ha×交付単価34千円/10a				R7 (見込)	1	3,694
					R6	7	1,753
					R5	5	676
					R4	4	262
補助率・補助額	28,000円/10a 等				上限額	設定なし	
特定財源	県費						

○ 補助金交付対象、要件、方法

交付先	申請のあった認定農業者、地域
交付要件	国交付要綱に定める交付要件を満たす集落を対象に交付。 主な交付要件：当該年度に新規に担い手に貸し付けた農地の面積が一定以上となること。（集落の農地面積の15%以上等）
対象経費	農地貸借面積
精算方法	交付決定の年度内に補助額を確定し、精算する。
実績確認	農地台帳により貸借状況を確認。

○ 団体運営補助の状況

団体運営費補助	非該当
運営費に占める補助金の割合	-
繰越金の有無	-

○ 補助対象経費に含まれる費用

人件費	-	積立金	-
交際費	-	出資金	-
慶弔費	-	貸付金	-
飲食費	-	寄附金	-
懇親会費	-	他団体助成金	-

○ 適合性チェック（適正化評価）

※団体運営費補助ではない

	適正化の視点	番号	基準	判定
合規性	事務が法令等に従って適法に行われているかどうか。	01-01	根拠となる「計画」や「法令」がある	○
		01-02	補助金交付要綱等を設けている	○
3 E	〔経済性〕 事務が経済的に行われ無駄がないか。	02-01	交付先団体には補助金額を超える恒常的な資金(内部留保資金)はない ※団体運営費補助の場合のみ判定	-
		02-02	補助金の精算は交付年度と同一年度に行っている	○
		02-03	実績報告に事業費を証する領収書等が添付されている	×
		02-04	原則として補助対象外とすべき経費（人件費、交際費等）に補助金を交付していない	○
	〔効率性〕 事務が効率的に行われ生産性が高いか。	02-05	補助率は1/2以下である ※該当する場合、02-06と02-07は判定不要	×
		02-06	補助率が1/2を超える合理的な理由がある	×
		02-07	補助率は1/2を超えているが、上限額を設定している	×
	〔有効性〕 所期の目的を達成し効果を上げているか。	02-08	終期設定がある	○
		02-09	効果目標の設定がある	○
公益性	対象事業に公益上の必要性はあるか。	03-01	特定の者の利益となっていない	○
公平性	〔公平性〕 事務執行が公平になされているか。	04-01	補助金の交付額は長期間固定化していない(過去3年のうち、2回以上同額交付とはならない)	○
		04-02	交付団体の事務局委任を受けていない（市担当課が事務局を担っていない）	○
	〔透明性〕 市民に対して事業の目的や内容について広く公開しているか。	04-03	検証結果を公開している(市民に対して事業の目的や内容を広く公開している)	○
			不適合の数	4
			評価対象項目数	14

適合性はないが、補助金を交付する合理的な理由

合規性	-
3 E	2-3 農地台帳で確認している。 2-5～2-7 集積した面積に応じた単価で算出している。
公益性	-
公平性	-

評価／担当課	適切
今後の具体的な改善方針	-
審査／行財政改革課	適切
審査理由	-

鳥取市補助金カルテ

NO.	213	担当課	農政企画課	外線	0857-30-8304
適合性判定	今後見直しが必要		予算措置	令和8年度 当初予算	
補助金名	鳥取市農業再生協議会運営費交付金				
概要	経営所得安定対策推進事業の実施に必要な経費のうち、鳥取市農業再生協議会が行う推進活動等に要する経費を補助。				
補助金区分	その他の事業費補助				
根拠法令	第12次鳥取市総合計画（施策3104）農林水産業の振興				
創設年度	H17	終期	R10年度末で効果検証		
効果目標	認定農業者等の担い手の育成と確保、担い手に対する能吏利用集積の促進。				
検証結果	-				

○ 予算科目、財源、補助金の推移

款	農林水産業費	項	農業費	目	農業構造改善事業費	
歳出事業名	農業振興団体活動支援事業費					
R8予算	93千円			過去実績	件数	決算額 (千円)
R8予算 積算根拠	対象経費 93千円×10/10			R7 (見込)	1	15
				R6	1	30
				R5	1	24
				R4	1	30
補助率・補助額	10分の10			上限額	設定なし	
特定財源	なし（一般財源のみ）					

○ 補助金交付対象、要件、方法

交付先	鳥取市農業再生協議会（担い手部会）
交付要件	経営所得安定対策等推進事業実施要綱（平成27年4月9日付け26経営第3569号農林水産事務次官依命通知）による地域農業再生協議会である鳥取市農業再生協議会とする。
対象経費	会議、研修等活動費
精算方法	交付決定の年度内に補助額を確定し、精算する。
実績確認	実績報告書に添付の領収書や事業内容が判別できる資料等で確認する。

○ 団体運営補助の状況

団体運営費補助	非該当
運営費に占める 補助金の割合	-
繰越金の有無	-

○ 補助対象経費に含まれる費用

人件費	-	積立金	-
交際費	-	出資金	-
慶弔費	-	貸付金	-
飲食費	-	寄附金	-
懇親会費	-	他団体助成金	-

○ 適合性チェック（適正化評価）

※団体運営費補助ではない

	適正化の視点	番号	基準	判定
法規性	事務が法令等に従って適法に行われているかどうか。	01-01	根拠となる「計画」や「法令」がある	○
		01-02	補助金交付要綱等を設けている	○
3 E	〔経済性〕 事務が経済的に行われ無駄がないか。	02-01	交付先団体には補助金額を超える恒常的な資金(内部留保資金)はない ※団体運営費補助の場合のみ判定	-
		02-02	補助金の精算は交付年度と同一年度に行っている	○
		02-03	実績報告に事業費を証する領収書等が添付されている	○
		02-04	原則として補助対象外とすべき経費（人件費、交際費等）に補助金を交付していない	○
	〔効率性〕 事務が効率的に行われ生産性が高いか。	02-05	補助率は1/2以下である ※該当する場合、02-06と02-07は判定不要	×
		02-06	補助率が1/2を超える合理的な理由がある	○
		02-07	補助率は1/2を超えているが、上限額を設定している	×
	〔有効性〕 所期の目的を達成し効果を上げているか。	02-08	終期設定がある	○
		02-09	効果目標の設定がある	○
公益性	対象事業に公益上の必要性はあるか。	03-01	特定の者の利益となっていない	○
公平性	〔公平性〕 事務執行が公平になされているか。	04-01	補助金の交付額は長期間固定化していない(過去3年のうち、2回以上同額交付とはならない)	×
		04-02	交付団体の事務局委任を受けていない（市担当課が事務局を担っていない）	×
	〔透明性〕 市民に対して事業の目的や内容について広く公開しているか。	04-03	検証結果を公開している(市民に対して事業の目的や内容を広く公開している)	○
			不適合の数	4
			評価対象項目数	14

適合性はないが、補助金を交付する合理的な理由

法規性	-
3 E	2-8 効果検証のうえ継続の有無を判断。2-5, 2-7 活動実績による補助のため
公益性	-
公平性	4-2 農業再生協議会は市及び農業関係団体等で構成しており、市が事務局を担っている。

評価／担当課	適切
今後の具体的な改善方針	-
審査／行財政改革課	今後見直しが必要
審査理由	補助率が1/2以上である。特定団体への同額交付が複数年続いている。

鳥取市補助金カルテ

NO.	214	担当課	農政企画課	外線	0857-30-8302
適合性判定	適切	予算措置	令和8年度 当初予算		
補助金名	大規模飼料作経営基盤強化対策事業費補助金				
概要	牧草営農組合が実施する農地更新作業（除草・耕耘・施肥・播種）等に要する経費を補助する。				
補助金区分	その他の事業費補助				
根拠法令	第12次鳥取市総合計画（施策3104）農林水産業の振興				
創設年度	H29	終期	R10年度末で効果検証		
効果目標	湖山池周辺地域の水稲作から畑作営農へ転換する農業者で組織する営農組織の飼料作経営基盤強化に向けた取組を支援し、適正収量収穫の達成を目指す。				
検証結果	-				

○ 予算科目、財源、補助金の推移

款	農林水産業費	項	農業費	目	農業構造改善事業費	
歳出事業名	大規模飼料作経営基盤強化対策事業費					
R8予算	2,197千円			過去実績	件数	決算額 (千円)
R8予算 積算根拠	牧草更新費用助成 2,196,700円（県1/2, 市1/2）			R7 (見込)	3	2,574
				R6	2	1,300
				R5	4	7,954
				R4	1	7,112
補助率・補助額	10分の10			上限額	設定なし	
特定財源	県費					

○ 補助金交付対象、要件、方法

交付先	湖山町瀬地区営農組合、西桂見地区営農組合、三津牧草生産組合、福井牧草生産組合
交付要件	補助対象事業を行う営農組織
対象経費	牧草更新費用等
精算方法	交付決定の年度内に補助額を確定し、精算する。
実績確認	実績報告書に添付の領収書や事業内容が判別できる資料等で確認する。

○ 団体運営補助の状況

団体運営費補助	非該当
運営費に占める 補助金の割合	-
繰越金の有無	-

○ 補助対象経費に含まれる費用

人件費	-	積立金	-
交際費	-	出資金	-
慶弔費	-	貸付金	-
飲食費	-	寄附金	-
懇親会費	-	他団体助成金	-

○ 適合性チェック（適正化評価）

※団体運営費補助ではない

	適正化の視点	番号	基準	判定
法規性	事務が法令等に従って適法に行われているかどうか。	01-01	根拠となる「計画」や「法令」がある	○
		01-02	補助金交付要綱等を設けている	○
3 E	〔経済性〕 事務が経済的に行われ無駄がないか。	02-01	交付先団体には補助金額を超える恒常的な資金(内部留保資金)はない ※団体運営費補助の場合のみ判定	-
		02-02	補助金の精算は交付年度と同一年度に行っている	○
		02-03	実績報告に事業費を証する領収書等が添付されている	○
		02-04	原則として補助対象外とすべき経費（人件費、交際費等）に補助金を交付していない	○
	〔効率性〕 事務が効率的に行われ生産性が高いか。	02-05	補助率は1/2以下である ※該当する場合、02-06と02-07は判定不要	×
		02-06	補助率が1/2を超える合理的な理由がある	○
		02-07	補助率は1/2を超えているが、上限額を設定している	×
	〔有効性〕 所期の目的を達成し効果を上げているか。	02-08	終期設定がある	○
		02-09	効果目標の設定がある	○
公益性	対象事業に公益上の必要性はあるか。	03-01	特定の者の利益となっていない	○
公平性	〔公平性〕 事務執行が公平になされているか。	04-01	補助金の交付額は長期間固定化していない(過去3年のうち、2回以上同額交付とはならない)	○
		04-02	交付団体の事務局委任を受けていない（市担当課が事務局を担っていない）	○
	〔透明性〕 市民に対して事業の目的や内容について広く公開しているか。	04-03	検証結果を公開している(市民に対して事業の目的や内容を広く公開している)	○
			不適合の数	2
			評価対象項目数	14

適合性はないが、補助金を交付する合理的な理由

法規性	-
3 E	2-6 平成24年度の湖山池の汽水化に伴い、水稻作営農を畑作営農等へ転換した湖山池周辺農業者に対し、県と連携して補助を行っている。 2-8 令和13年度事業完了予定。
公益性	-
公平性	-

評価／担当課	適切
今後の具体的な改善方針	-
審査／行財政改革課	適切
審査理由	-

鳥取市補助金カルテ

NO.	215	担当課	農政企画課	外線	0857-30-8304
適合性判定	適切	予算措置	令和8年度 当初予算		
補助金名	鳥取市主要園芸品目生産振興事業				
概要	特に気象災害や資材等高騰の影響を受けやすい白ねぎ・ブロッコリー・らっきょうを中心とした主要園芸品目の機械導入、収量向上・品質安定のための新技術の普及促進、基盤整備、広域的な生産組織活動等を総合的に支援することで、園芸産地の強化を図る。				
補助金区分	その他の事業費補助				
根拠法令	第12次鳥取市総合計画（施策3104）農林水産業の振興				
創設年度	H27	終期	R10年度末で効果検証		
効果目標	機械導入や新技術の普及促進等を支援することで、農作業の重労働及び長時間労働の削減や収量の増加を図る。				
検証結果	-				

○ 予算科目、財源、補助金の推移

款	農林水産業費	項	農業費	目	農業振興費	
歳出事業名	主要園芸品目生産振興事業費					
R 8 予算	6, 773千円			過去実績	件数	決算額 (千円)
R 8 予算 積算根拠	①産地発展成長(一般) 2, 594千円			R 7 (見込)	3	5, 620
	②産地規模拡大(一般) 3, 364千円			R 6	4	8, 700
	③革新的技術導入実証 815千円			R 5	1	1, 313
				R 4	2	1, 180
補助率・補助額		2分の1		上限額	30, 000千円	
特定財源	県費					

○ 補助金交付対象、要件、方法

交付先	申請のあった法人等
交付要件	農業協同組合、全農、生産組織、農業者、法人等
対象経費	・主要園芸品目に係る農作業用共同機械、出荷調製機械、集出荷施設の改良、パイプハウスの導入に要する経費 ・白ねぎ・ブロッコリー・らっきょうの規模拡大や省力化・効率化、単収向上、品質向上に必要な機械、資材等のリース導入又は導入整備に必要な経費等
精算方法	交付決定の年度内に、補助額を確定し、精算する。
実績確認	実績報告書に添付の領収書や事業内容が判別できる資料等で確認する。

○ 団体運営補助の状況

団体運営費補助	非該当
運営費に占める補助金の割合	-
繰越金の有無	-

○ 補助対象経費に含まれる費用

人件費	-	積立金	-
交際費	-	出資金	-
慶弔費	-	貸付金	-
飲食費	-	寄附金	-
懇親会費	-	他団体助成金	-

○ 適合性チェック（適正化評価）

※団体運営費補助ではない

	適正化の視点	番号	基準	判定
法規性	事務が法令等に従って適法に行われているかどうか。	01-01	根拠となる「計画」や「法令」がある	○
		01-02	補助金交付要綱等を設けている	○
3 E	〔経済性〕 事務が経済的に行われ無駄がないか。	02-01	交付先団体には補助金額を超える恒常的な資金（内部留保資金）はない ※団体運営費補助の場合のみ判定	-
		02-02	補助金の精算は交付年度と同一年度に行っている	○
		02-03	実績報告に事業費を証する領収書等が添付されている	○
		02-04	原則として補助対象外とすべき経費（人件費、交際費等）に補助金を交付していない	○
	〔効率性〕 事務が効率的に行われ生産性が高いか。	02-05	補助率は1/2以下である ※該当する場合、02-06と02-07は判定不要	○
		02-06	補助率が1/2を超える合理的な理由がある	-
		02-07	補助率は1/2を超えているが、上限額を設定している	-
	〔有効性〕 所期の目的を達成し効果を上げているか。	02-08	終期設定がある	○
		02-09	効果目標の設定がある	○
公益性	対象事業に公益上の必要性はあるか。	03-01	特定の者の利益となっていない	○
公平性	〔公平性〕 事務執行が公平になされているか。	04-01	補助金の交付額は長期間固定化していない（過去3年のうち、2回以上同額交付とはなっていない）	○
		04-02	交付団体の事務局委任を受けていない（市担当課が事務局を担っていない）	○
	〔透明性〕 市民に対して事業の目的や内容について広く公開しているか。	04-03	検証結果を公開している（市民に対して事業の目的や内容を広く公開している）	○
			不適合の数	0
			評価対象項目数	12

適合性はないが、補助金を交付する合理的な理由

法規性	-
3 E	-
公益性	-
公平性	-

評価／担当課	適切
今後の具体的な改善方針	-
審査／行財政改革課	適切
審査理由	-

鳥取市補助金カルテ

NO.	216	担当課	農政企画課	外線	0857-30-8305
適合性判定	適切	予算措置	令和8年度 当初予算		
補助金名	鳥取市農業生産拡大に向けたスマート農業推進事業補助金				
概要	認定農業者や集落営農組織等が実施する農作業及び農業経営の効率化を図るためのICTやロボット技術を活用した機械及び設備の導入等に要する経費を補助。				
補助金区分	その他の事業費補助				
根拠法令	第12次鳥取市総合計画（施策3104）農林水産業の振興				
創設年度	R3	終期	R10年度末で効果検証		
効果目標	導入計画書に設定された目標値（面積拡大等）				
検証結果	-				

○ 予算科目、財源、補助金の推移

款	農林水産業費	項	農業費	目	農業振興費	
歳出事業名	鳥取市農業生産拡大に向けたスマート農業推進事業費					
R8予算	7,398千円			過去実績	件数	決算額 (千円)
R8予算 積算根拠	交付対象者5経営体 ・直進アシスト機能付トラクター、代掻きハロー6,950千円×1/2（6月補正対応） ・後付け型自動操舵装置（トラクター）1,116.5千円×1/2（6月補正対応） ・直進アシスト機能付きコンバイン14,795千円×1/2 ・直進アシスト機能付きトラクター9,233.4千円×1/2（6月補正対応）			R7 (見込)	3	6,727
				R6	2	8,613
				R5	5	22,223
				R4	9	22,182
				補助率・補助額	2分の1	
特定財源	県費					

○ 補助金交付対象、要件、方法

交付先	申請のあった農業経営体（認定農業者、集落営農組織等）
交付要件	・生産管理システムを導入すること。 ・農業機械の導入にあたっては、過剰となるような機械導入でないこと。
対象経費	スマート農業機械及び設備の整備等に要する経費
精算方法	交付決定の年度内に補助額を確定し、精算する。
実績確認	実績報告書に添付の領収書や事業内容が判別できる資料等で確認する。

○ 団体運営補助の状況

団体運営費補助	非該当
運営費に占める補助金の割合	-
繰越金の有無	-

○ 補助対象経費に含まれる費用

人件費	-	積立金	-
交際費	-	出資金	-
慶弔費	-	貸付金	-
飲食費	-	寄附金	-
懇親会費	-	他団体助成金	-

○ 適合性チェック（適正化評価）

※団体運営費補助ではない

	適正化の視点	番号	基準	判定
合規性	事務が法令等に従って適法に行われているかどうか。	01-01	根拠となる「計画」や「法令」がある	○
		01-02	補助金交付要綱等を設けている	○
3 E	〔経済性〕 事務が経済的に行われ無駄がないか。	02-01	交付先団体には補助金額を超える恒常的な資金(内部留保資金)はない ※団体運営費補助の場合のみ判定	-
		02-02	補助金の精算は交付年度と同一年度に行っている	○
		02-03	実績報告に事業費を証する領収書等が添付されている	○
		02-04	原則として補助対象外とすべき経費（人件費、交際費等）に補助金を交付していない	○
	〔効率性〕 事務が効率的に行われ生産性が高いか。	02-05	補助率は1/2以下である ※該当する場合、02-06と02-07は判定不要	○
		02-06	補助率が1/2を超える合理的な理由がある	-
		02-07	補助率は1/2を超えているが、上限額を設定している	-
	〔有効性〕 所期の目的を達成し効果を上げているか。	02-08	終期設定がある	○
		02-09	効果目標の設定がある	○
公益性	対象事業に公益上の必要性はあるか。	03-01	特定の者の利益となっていない	○
公平性	〔公平性〕 事務執行が公平になされているか。	04-01	補助金の交付額は長期間固定化していない(過去3年のうち、2回以上同額交付とはならない)	○
		04-02	交付団体の事務局委任を受けていない（市担当課が事務局を担っていない）	○
	〔透明性〕 市民に対して事業の目的や内容について広く公開しているか。	04-03	検証結果を公開している(市民に対して事業の目的や内容を広く公開している)	○
			不適合の数	0
			評価対象項目数	12

適合性はないが、補助金を交付する合理的な理由

合規性	-
3 E	-
公益性	-
公平性	-

評価／担当課	適切
今後の具体的な改善方針	-
審査／行財政改革課	適切
審査理由	-

鳥取市補助金カルテ

NO.	217	担当課	農政企画課	外線	0857-30-8304
適合性判定	適切	予算措置	令和8年度 当初予算		
補助金名	鳥取市新たな園芸品目育成事業費補助金				
概要	新たな園芸品目等により地域の特性を活かした特産物の育成や、県育成イチゴ品種の単収・品質の向上及び生産基盤強化に必要な機械、施設等の整備に向けた取組に要する経費を補助。				
補助金区分	その他の事業費補助				
根拠法令	第12次鳥取市総合計画（施策3104）農林水産業の振興				
創設年度	R07	終期	R10年度末で効果検証		
効果目標	新たな園芸品目等により地域の特性を生かした特産物の育成、県育成イチゴ品種に係る単収・品質を向上させる				
検証結果	-				

○ 予算科目、財源、補助金の推移

款	農林水産業費	項	農業費	目	農業振興費	
歳出事業名	新たな園芸品目育成事業費					
R8予算	686千円			過去実績	件数	決算額 (千円)
R8予算 積算根拠	・1,500千円×1/2(県1/3、市1/6) ・390千円×1/2(県1/3、市1/6)			R7 (見込)	3	2,889
				R6	2	736
				R5	2	684
				R4	3	1,073
補助率・補助額	2分の1			上限額	設定なし	
特定財源	県費					

○ 補助金交付対象、要件、方法

交付先	申請のあった農業者
交付要件	生産組織、農業法人、J A、農業者等 (認定新規就農者は除く。) ※生産組織は、2戸以上の販売農家とする。
対象経費	新たな園芸品目等の試作に要する経費、地域で振興する園芸品目等の生産体制づくり、定着・規模拡大などを行う新たな取組に必要な経費、イチゴ品種「とっておき」又は「堅しろう」の栽培に用いる機器・施設設備等の導入に要する経費
精算方法	交付決定の年度内に補助額を確定し、精算する。
実績確認	実績報告書に添付の領収書や事業内容が判別できる資料等で確認する。

○ 団体運営補助の状況

団体運営費補助	非該当
運営費に占める 補助金の割合	-
繰越金の有無	-

○ 補助対象経費に含まれる費用

人件費	-	積立金	-
交際費	-	出資金	-
慶弔費	-	貸付金	-
飲食費	-	寄附金	-
懇親会費	-	他団体助成金	-

○ 適合性チェック（適正化評価）

※団体運営費補助ではない

	適正化の視点	番号	基準	判定
合規性	事務が法令等に従って適法に行われているかどうか。	01-01	根拠となる「計画」や「法令」がある	○
		01-02	補助金交付要綱等を設けている	○
3 E	〔経済性〕 事務が経済的に行われ無駄がないか。	02-01	交付先団体には補助金額を超える恒常的な資金（内部留保資金）はない ※団体運営費補助の場合のみ判定	-
		02-02	補助金の精算は交付年度と同一年度に行っている	○
		02-03	実績報告に事業費を証する領収書等が添付されている	○
		02-04	原則として補助対象外とすべき経費（人件費、交際費等）に補助金を交付していない	○
	〔効率性〕 事務が効率的に行われ生産性が高いか。	02-05	補助率は1/2以下である ※該当する場合、02-06と02-07は判定不要	○
		02-06	補助率が1/2を超える合理的な理由がある	-
		02-07	補助率は1/2を超えているが、上限額を設定している	-
	〔有効性〕 所期の目的を達成し効果を上げているか。	02-08	終期設定がある	○
		02-09	効果目標の設定がある	○
公益性	対象事業に公益上の必要性はあるか。	03-01	特定の者の利益となっていない	○
公平性	〔公平性〕 事務執行が公平になされているか。	04-01	補助金の交付額は長期間固定化していない（過去3年のうち、2回以上同額交付とはならない）	○
		04-02	交付団体の事務局委任を受けていない（市担当課が事務局を担っていない）	○
	〔透明性〕 市民に対して事業の目的や内容について広く公開しているか。	04-03	検証結果を公開している（市民に対して事業の目的や内容を広く公開している）	○
			不適合の数	0
			評価対象項目数	12

適合性はないが、補助金を交付する合理的な理由

合規性	-
3 E	-
公益性	-
公平性	-

評価／担当課	適切
今後の具体的な改善方針	-
審査／行財政改革課	適切
審査理由	-

鳥取市補助金カルテ

NO.	218	担当課	農政企画課	外線	0857-30-8302
適合性判定	適切	予算措置	令和8年度 当初予算		
補助金名	湖山池周辺農業振興対策事業費補助金				
概要	湖山池周辺地域の水稲作から畑作営農へ転換する農業者で組織する集落営農組織が行う、飼料作導入を行った水田の排水対策等に要する経費を補助。				
補助金区分	その他の事業費補助				
根拠法令	第12次鳥取市総合計画（施策3104）農林水産業の振興				
創設年度	H24	終期	R10年度末で効果検証		
効果目標	湖山池周辺地域の水稲作から畑作営農へ転換する農業者の取り組みを支援し、適正収量収穫の達成を目指す。				
検証結果	-				

○ 予算科目、財源、補助金の推移

款	農林水産業費	項	農業費	目	農業構造改善事業費	
歳出事業名	大規模飼料作経営基盤強化対策事業費					
R8予算	1,669千円			過去実績	件数	決算額(千円)
R8予算 積算根拠	農地排水不良対策 1,669,250円(県1/2、市1/2)			R7(見込)	4	1,426
				R6	2	868
				R5	0	0
				R4	0	0
補助率・補助額	10分の10以内			上限額	設定なし	
特定財源	県費					

○ 補助金交付対象、要件、方法

交付先	湖山池周辺（瀬、三津、福井、西桂見等）の農業者で組織する団体
交付要件	湖山池周辺（瀬、三津、福井、西桂見等）の農業者で組織する団体及び集落営農組織。
対象経費	農地排水不良対策費用等
精算方法	交付決定の年度内に補助額を確定し、精算する。
実績確認	実績報告書に添付の領収書や事業内容が判別できる資料等で確認する。

○ 団体運営補助の状況

団体運営費補助	非該当
運営費に占める補助金の割合	-
繰越金の有無	-

○ 補助対象経費に含まれる費用

人件費	-	積立金	-
交際費	-	出資金	-
慶弔費	-	貸付金	-
飲食費	-	寄附金	-
懇親会費	-	他団体助成金	-

○ 適合性チェック（適正化評価）

※団体運営費補助ではない

	適正化の視点	番号	基準	判定
法規性	事務が法令等に従って適法に行われているかどうか。	01-01	根拠となる「計画」や「法令」がある	○
		01-02	補助金交付要綱等を設けている	○
3 E	〔経済性〕 事務が経済的に行われ無駄がないか。	02-01	交付先団体には補助金額を超える恒常的な資金(内部留保資金)はない ※団体運営費補助の場合のみ判定	-
		02-02	補助金の精算は交付年度と同一年度に行っている	○
		02-03	実績報告に事業費を証する領収書等が添付されている	○
		02-04	原則として補助対象外とすべき経費（人件費、交際費等）に補助金を交付していない	○
	〔効率性〕 事務が効率的に行われ生産性が高いか。	02-05	補助率は1/2以下である ※該当する場合、02-06と02-07は判定不要	×
		02-06	補助率が1/2を超える合理的な理由がある	○
		02-07	補助率は1/2を超えているが、上限額を設定している	×
	〔有効性〕 所期の目的を達成し効果を上げているか。	02-08	終期設定がある	○
		02-09	効果目標の設定がある	○
公益性	対象事業に公益上の必要性はあるか。	03-01	特定の者の利益となっていない	○
公平性	〔公平性〕 事務執行が公平になされているか。	04-01	補助金の交付額は長期間固定化していない(過去3年のうち、2回以上同額交付とはならない)	○
		04-02	交付団体の事務局委任を受けていない（市担当課が事務局を担っていない）	○
	〔透明性〕 市民に対して事業の目的や内容について広く公開しているか。	04-03	検証結果を公開している(市民に対して事業の目的や内容を広く公開している)	○
			不適合の数	2
			評価対象項目数	14

適合性はないが、補助金を交付する合理的な理由

法規性	-
3 E	2-5, 2-7 平成24年度の湖山池汽水化に伴い、水稻作営農を畑作営農等へ転換した湖山池周辺農業者に対し、県と連携して補助を行っている。 2-8 令和13年度事業完了予定。
公益性	-
公平性	-

評価／担当課	適切
今後の具体的な改善方針	-
審査／行財政改革課	適切
審査理由	-

鳥取市補助金カルテ

NO.	219	担当課	農政企画課	外線	0857-30-8303
適合性判定	適切	予算措置	令和8年度 当初予算		
補助金名	イノシシ等被害防止対策事業補助金（有害鳥獣侵入被害防止柵設置事業）				
概要	イノシシなどの野生鳥獣による農作物被害に対応するため、集落や団体等で電気柵、ワイヤーメッシュ（WM）柵などの侵入防止対策等に要する経費を補助。				
補助金区分	その他の事業費補助				
根拠法令	鳥獣被害防止特別措置法（法第二条の2）				
創設年度	H13	終期	R10年度末で効果検証		
効果目標	侵入防止柵整備を支援することで、有害鳥獣の侵入を防ぎ、農作物被害面積及び農作物被害額を減少させる。				
検証結果	－				

○ 予算科目、財源、補助金の推移

款	農林水産業費	項	林産業費	目	林業総務費
歳出事業名	野生鳥獣被害防止事業費				
R 8 予算	9,352千円				
R 8 予算 積算根拠	・WM(1.2) 5,702m×1,122円×2/3=4,265千円 ・WM(2.0) 535.7m×1,950円×2/3=696千円 ・電気柵2段 13,517m×358円×2/3=3,226千円 ・電気柵3段 320m×537円×2/3=115千円 ・電気柵4段 240m×716円×2/3=115千円 ・電気柵5段 1,430m×895円×2/3=853千円 ・テグス 798m×100円×2/3=53千円 ・防鳥網 118m×377円×2/3=30千円				
補助率・補助額	3分の2				
特定財源	県費				

過去実績	件数	決算額 (千円)
R 7 (見込)	31	8,705
R 6	23	4,158
R 5	42	7,129
R 4	45	7,251
上限額	設定なし	

○ 補助金交付対象、要件、方法

交付先	農業者等で組織する団体、イノシシ等被害対策協議会、認定農業者、認定新規就農者等				
交付要件	侵入防止柵を新規に整備するため又は既存柵の機能の向上や設置範囲の拡大等の改善を行うために要する経費で、資材の購入費又は市が設定する価格の額のいずれか低い額であること。侵入防止柵とは、電気柵、WM柵、金網柵、防鳥網、テグスのいずれかのもの及び、ワイヤーメッシュ柵（又は金網柵）と電気柵（又は網）による複合柵とする。				
対象経費	侵入防止柵に必要な物品費。（設置のために使用する道具費は除く）				
精算方法	交付決定の年度内に補助額を確定し、精算する。				
実績確認	実績報告書に添付の領収書や事業内容が判別できる資料等で確認する。				

○ 団体運営補助の状況

団体運営費補助	非該当
運営費に占める補助金の割合	-
繰越金の有無	-

○ 補助対象経費に含まれる費用

人件費	-	積立金	-
交際費	-	出資金	-
慶弔費	-	貸付金	-
飲食費	-	寄附金	-
懇親会費	-	他団体助成金	-

○ 適合性チェック（適正化評価）

※団体運営費補助ではない

	適正化の視点	番号	基準	判定
法規性	事務が法令等に従って適法に行われているかどうか。	01-01	根拠となる「計画」や「法令」がある	○
		01-02	補助金交付要綱等を設けている	○
3 E	〔経済性〕 事務が経済的に行われ無駄がないか。	02-01	交付先団体には補助金額を超える恒常的な資金(内部留保資金)はない ※団体運営費補助の場合のみ判定	-
		02-02	補助金の精算は交付年度と同一年度に行っている	○
		02-03	実績報告に事業費を証する領収書等が添付されている	○
		02-04	原則として補助対象外とすべき経費（人件費、交際費等）に補助金を交付していない	○
	〔効率性〕 事務が効率的に行われ生産性が高いか。	02-05	補助率は1/2以下である ※該当する場合、02-06と02-07は判定不要	×
		02-06	補助率が1/2を超える合理的な理由がある	○
		02-07	補助率は1/2を超えているが、上限額を設定している	○
	〔有効性〕 所期の目的を達成し効果を上げているか。	02-08	終期設定がある	○
		02-09	効果目標の設定がある	○
公益性	対象事業に公益上の必要性はあるか。	03-01	特定の者の利益となっていない	○
公平性	〔公平性〕 事務執行が公平になされているか。	04-01	補助金の交付額は長期間固定化していない(過去3年のうち、2回以上同額交付とはならない)	○
		04-02	交付団体の事務局委任を受けていない（市担当課が事務局を担っていない）	○
	〔透明性〕 市民に対して事業の目的や内容について広く公開しているか。	04-03	検証結果を公開している(市民に対して事業の目的や内容を広く公開している)	○
			不適合の数	1
			評価対象項目数	14

適合性はないが、補助金を交付する合理的な理由

法規性	-
3 E	2-5 県間接補助であり、鳥獣被害の減少に向けて必要な支援であるため。
公益性	-
公平性	-

評価／担当課	適切
今後の具体的な改善方針	-
審査／行財政改革課	適切
審査理由	-

鳥取市補助金カルテ

NO.	220	担当課	農政企画課	外線	0857-30-8303
適合性判定	適切	予算措置	令和8年度 当初予算		
補助金名	イノシシ等被害防止対策事業補助金（鳥取市鳥獣害対策協議会支援事業）				
概要	イノシシなどの野生鳥獣による農作物被害に対応するため、鳥取市鳥獣害対策協議会が行う鳥獣被害防止総合対策交付金の整備事業及び推進事業に要する経費等を補助。				
補助金区分	団体運営費補助				
根拠法令	第12次鳥取市総合計画（施策3104）農林水産業の振興				
創設年度	H13	終期	R10年度末で効果検証		
効果目標	野生鳥獣による被害防止対策事業を実施している鳥取市鳥獣害対策協議会を支援することで、農作物被害面積及び農作物被害額を減少させる。				
検証結果	-				

○ 予算科目、財源、補助金の推移

款	農林水産業費	項	林産業費	目	林業総務費	
歳出事業名	野生鳥獣被害防止事業費					
R8予算	2,738千円					
R8予算 積算根拠	・運営費等 30千円 ・捕獲器(28基) 300千円 ・捕獲器(11基) 706千円 ・固定式捕獲器(2基) 300千円 ・鳥獣システム拡大 197千円 ・鳥獣システム管理 786千円 ・埋設施設管理 419千円			過去実績	件数	決算額 (千円)
				R7 (見込)	1	1,629
				R6	1	309
				R5	1	277
				R4	1	898
補助率・補助額	3分の1以下、2分の1以上			上限額	設定なし	
特定財源	なし（一般財源のみ）					

○ 補助金交付対象、要件、方法

交付先	鳥取市鳥獣害対策協議会
交付要件	鳥獣被害防止総合対策交付金の交付要件を満たした事業を実施するため、国の交付金、自己負担を除く必要と認められる経費
対象経費	鳥獣被害防止総合支援事業（国事業）の整備事業及び推進事業に要する経費、協議会の運営事務費
精算方法	交付決定の年度内に補助額を確定し、精算する。
実績確認	実績報告書に添付の領収書や事業内容が判別できる資料等で確認する。

○ 団体運営補助の状況

団体運営費補助	○
運営費に占める 補助金の割合	5.8%
繰越金の有無	-

○ 補助対象経費に含まれる費用

人件費	-	積立金	-
交際費	-	出資金	-
慶弔費	-	貸付金	-
飲食費	-	寄附金	-
懇親会費	-	他団体助成金	-

○ 適合性チェック（適正化評価）

	適正化の視点	番号	基準	判定
法規性	事務が法令等に従って適法に行われているかどうか。	01-01	根拠となる「計画」や「法令」がある	○
		01-02	補助金交付要綱等を設けている	○
3 E	〔経済性〕 事務が経済的に行われ無駄がないか。	02-01	交付先団体には補助金額を超える恒常的な資金(内部留保資金)はない ※団体運営費補助の場合のみ判定	○
		02-02	補助金の精算は交付年度と同一年度に行っている	○
		02-03	実績報告に事業費を証する領収書等が添付されている	○
		02-04	原則として補助対象外とすべき経費（人件費、交際費等）に補助金を交付していない	○
	〔効率性〕 事務が効率的に行われ生産性が高いか。	02-05	補助率は1/2以下である ※該当する場合、02-06と02-07は判定不要	×
		02-06	補助率が1/2を超える合理的な理由がある	○
		02-07	補助率は1/2を超えているが、上限額を設定している	○
	〔有効性〕 所期の目的を達成し効果を上げているか。	02-08	終期設定がある	○
		02-09	効果目標の設定がある	○
公益性	対象事業に公益上の必要性はあるか。	03-01	特定の者の利益となっていない	○
公平性	〔公平性〕 事務執行が公平になされているか。	04-01	補助金の交付額は長期間固定化していない(過去3年のうち、2回以上同額交付とはならない)	○
		04-02	交付団体の事務局委任を受けていない（市担当課が事務局を担っていない）	×
	〔透明性〕 市民に対して事業の目的や内容について広く公開しているか。	04-03	検証結果を公開している(市民に対して事業の目的や内容を広く公開している)	○
			不適合の数	2
			評価対象項目数	15

適合性はないが、補助金を交付する合理的な理由	
法規性	-
3 E	2-5 鳥獣被害の減少に向けて必要な支援であるため。
公益性	-
公平性	4-2 鳥取市鳥獣害対策協議会規約第5条による。

評価／担当課	適切
今後の具体的な改善方針	-
審査／行財政改革課	適切
審査理由	-

鳥取市補助金カルテ

NO.	221	担当課	農政企画課	外線	0857-30-8303
適合性判定	適切	予算措置	令和8年度 当初予算		
補助金名	イノシシ等被害防止対策事業補助金（有害鳥獣捕獲担い手育成事業）				
概要	イノシシなどの野生鳥獣による農作物被害に対応するため、新規に散弾銃の鉄砲所持許可及び第1種狩猟免許の取得に要する経費又は初回の第1種狩猟免許更新に要する経費を補助。				
補助金区分	その他の事業費補助				
根拠法令	鳥獣被害防止特別措置法（法第二条の2）				
創設年度	H13	終期	R10年度末で効果検証		
効果目標	散弾銃の取得及び更新を支援することで、有害鳥獣の捕獲圧を高め、農作物被害面積及び農作物被害額を減少させる。				
検証結果	-				

○ 予算科目、財源、補助金の推移

款	農林水産業費	項	林産業費	目	林業総務費	
歳出事業名	野生鳥獣被害防止事業費					
R 8 予算	195千円					
R 8 予算 積算根拠	2人×97,482円（鉄砲所持許可・第1種免許取得新規）					
		過去実績	件数	決算額 (千円)		
		R 7 (見込)	1	98		
		R 6	2	170		
		R 5	0	0		
		R 4	0	0		
補助率・補助額	10分の10				上限額	設定なし
特定財源	なし（一般財源のみ）					

○ 補助金交付対象、要件、方法

交付先	鉄砲所持許可及び第1種狩猟免許取得者
交付要件	・新規に散弾銃の銃砲所持許可及び第1種狩猟免許を取得した者 ・鳥獣捕獲業務（有害鳥獣捕獲）に従事する第1種狩猟免許取得者のうち、初めて第1種狩猟免許を取得した日から起算して2回目までの更新を行う者
対象経費	免許取得に要した経費
精算方法	交付決定の年度内に補助額を確定し、精算する。
実績確認	実績報告書に添付の領収書や事業内容が判別できる資料等で確認する。

○ 団体運営補助の状況

団体運営費補助	非該当
運営費に占める 補助金の割合	-
繰越金の有無	-

○ 補助対象経費に含まれる費用

人件費	-	積立金	-
交際費	-	出資金	-
慶弔費	-	貸付金	-
飲食費	-	寄附金	-
懇親会費	-	他団体助成金	-

○ 適合性チェック（適正化評価）

※団体運営費補助ではない

	適正化の視点	番号	基準	判定
合規性	事務が法令等に従って適法に行われているかどうか。	01-01	根拠となる「計画」や「法令」がある	○
		01-02	補助金交付要綱等を設けている	○
3 E	〔経済性〕 事務が経済的に行われ無駄がないか。	02-01	交付先団体には補助金額を超える恒常的な資金(内部留保資金)はない ※団体運営費補助の場合のみ判定	-
		02-02	補助金の精算は交付年度と同一年度に行っている	○
		02-03	実績報告に事業費を証する領収書等が添付されている	○
		02-04	原則として補助対象外とすべき経費（人件費、交際費等）に補助金を交付していない	○
	〔効率性〕 事務が効率的に行われ生産性が高いか。	02-05	補助率は1/2以下である ※該当する場合、02-06と02-07は判定不要	×
		02-06	補助率が1/2を超える合理的な理由がある	○
		02-07	補助率は1/2を超えているが、上限額を設定している	○
	〔有効性〕 所期の目的を達成し効果を上げているか。	02-08	終期設定がある	○
		02-09	効果目標の設定がある	○
公益性	対象事業に公益上の必要性はあるか。	03-01	特定の者の利益となっていない	○
公平性	〔公平性〕 事務執行が公平になされているか。	04-01	補助金の交付額は長期間固定化していない(過去3年のうち、2回以上同額交付とはならない)	○
		04-02	交付団体の事務局委任を受けていない（市担当課が事務局を担っていない）	○
	〔透明性〕 市民に対して事業の目的や内容について広く公開しているか。	04-03	検証結果を公開している(市民に対して事業の目的や内容を広く公開している)	○
			不適合の数	1
			評価対象項目数	14

適合性はないが、補助金を交付する合理的な理由

合規性	-
3 E	2-5 鳥獣被害の減少に向けて必要な支援であるため。
公益性	-
公平性	-

評価／担当課	適切
今後の具体的な改善方針	-
審査／行財政改革課	適切
審査理由	事業の推進が図られるよう取組が必要。

鳥取市補助金カルテ

NO.	222	担当課	農政企画課	外線	0857-30-8303
適合性判定	適切	予算措置	令和8年度 当初予算		
補助金名	イノシシ等被害防止対策事業補助金（有害鳥獣捕獲技術向上対策事業）				
概要	イノシシなどの野生鳥獣による農作物被害に対応するため、狩猟者の鉄砲所持許可の更新及び射撃練習等に要する経費を補助。				
補助金区分	その他の事業費補助				
根拠法令	鳥獣被害防止特別措置法（法第二条の2）				
創設年度	H13	終期	R10年度末で効果検証		
効果目標	鉄砲の所持許可更新及び射撃練習を支援することで、射撃技術の向上を図り、農作物被害面積及び農作物被害額を減少させる。				
検証結果	-				

○ 予算科目、財源、補助金の推移

款	農林水産業費	項	林産業費	目	林業総務費
歳出事業名	野生鳥獣被害防止事業費				
R 8 予算	615千円				
R 8 予算 積算根拠	・鉄砲所持許可更新 散弾銃 3人×6,100円（単県1/2：上限3,000円）、ライフル 2人×10,700円 ・射撃練習 80×7,190円（単県1/3：上限5,000円）				
補助率・補助額	10分の10				
特定財源	県費				
過去実績	件数	決算額 (千円)			
R 7 (見込)	8	600			
R 6	7	597			
R 5	10	1,119			
R 4	9	945			
上限額	設定なし				

○ 補助金交付対象、要件、方法

交付先	鳥獣捕獲業務（有害鳥獣捕獲）に従事する第1種狩猟免許取得者及びこれらで組織する団体
交付要件	・銃砲所持許可の更新に要する経費について、実支出額又は市が設定する価格の額のいずれか低い額であること。・射撃練習及び射撃講習会を実施するために要する経費について、実支出額又は市が設定する価格の額のいずれか低い額であること。
対象経費	射撃場での射撃練習に係る経費（弾代、射撃場使用料）
精算方法	交付決定の年度内に補助額を確定し、精算する。
実績確認	実績報告書に添付の領収書や事業内容が判別できる資料等で確認する。

○ 団体運営補助の状況

団体運営費補助	非該当
運営費に占める 補助金の割合	-
繰越金の有無	-

○ 補助対象経費に含まれる費用

人件費	-	積立金	-
交際費	-	出資金	-
慶弔費	-	貸付金	-
飲食費	-	寄附金	-
懇親会費	-	他団体助成金	-

○ 適合性チェック（適正化評価）

※団体運営費補助ではない

	適正化の視点	番号	基準	判定
法規性	事務が法令等に従って適法に行われているかどうか。	01-01	根拠となる「計画」や「法令」がある	○
		01-02	補助金交付要綱等を設けている	○
3 E	〔経済性〕 事務が経済的に行われ無駄がないか。	02-01	交付先団体には補助金額を超える恒常的な資金(内部留保資金)はない ※団体運営費補助の場合のみ判定	-
		02-02	補助金の精算は交付年度と同一年度に行っている	○
		02-03	実績報告に事業費を証する領収書等が添付されている	○
		02-04	原則として補助対象外とすべき経費（人件費、交際費等）に補助金を交付していない	○
	〔効率性〕 事務が効率的に行われ生産性が高いか。	02-05	補助率は1/2以下である ※該当する場合、02-06と02-07は判定不要	×
		02-06	補助率が1/2を超える合理的な理由がある	○
		02-07	補助率は1/2を超えているが、上限額を設定している	○
	〔有効性〕 所期の目的を達成し効果を上げているか。	02-08	終期設定がある	○
		02-09	効果目標の設定がある	○
公益性	対象事業に公益上の必要性はあるか。	03-01	特定の者の利益となっていない	○
公平性	〔公平性〕 事務執行が公平になされているか。	04-01	補助金の交付額は長期間固定化していない(過去3年のうち、2回以上同額交付とはならない)	○
		04-02	交付団体の事務局委任を受けていない（市担当課が事務局を担っていない）	○
	〔透明性〕 市民に対して事業の目的や内容について広く公開しているか。	04-03	検証結果を公開している(市民に対して事業の目的や内容を広く公開している)	○
			不適合の数	1
			評価対象項目数	14

適合性はないが、補助金を交付する合理的な理由

法規性	-
3 E	2-5 県間接補助であり、鳥獣被害の減少に向けて必要な支援であるため。
公益性	-
公平性	-

評価／担当課	適切
今後の具体的な改善方針	-
審査／行財政改革課	適切
審査理由	-

鳥取市補助金カルテ

NO.	223	担当課	農政企画課	外線	0857-30-8303
適合性判定	今後見直しが必要		予算措置	令和8年度 当初予算	
補助金名	イノシシ等被害防止対策事業補助金（有害鳥獣被害対策事業）				
概要	野生鳥獣による被害に対応するため、周辺環境改善に要する経費等(営巣木伐採経費等)を補助。				
補助金区分	その他の事業費補助				
根拠法令	鳥獣被害防止特別措置法（法第二条の2）				
創設年度	H13	終期	R10年度末で効果検証		
効果目標	野生鳥獣被害が発生している周辺環境の改善を支援することで、野生鳥獣被害を減少させる。				
検証結果	-				

○ 予算科目、財源、補助金の推移

款	農林水産業費	項	林産業費	目	林業総務費	
歳出事業名	野生鳥獣被害防止事業費					
R 8 予算	150千円					
R 8 予算 積算根拠	1箇所×300,000円×1/2					
		過去実績	件数	決算額 (千円)		
		R 7 (見込)	0	0		
		R 6	0	0		
		R 5	1	150		
		R 4	1	150		
補助率・補助額	2分の1				上限額	設定なし
特定財源	なし（一般財源のみ）					

○ 補助金交付対象、要件、方法

交付先	申請のあった団体等
交付要件	農業協同組合、農業者で組織する団体、鳥獣による被害を受けている自治会の長又は住民の代表者
対象経費	周辺環境を改善するために要する経費(営巣木伐採経費等)
精算方法	交付決定の年度内に補助額を確定し、精算する。
実績確認	実績報告書に添付の領収書や事業内容が判別できる資料等で確認する。

○ 団体運営補助の状況

団体運営費補助	非該当
運営費に占める 補助金の割合	-
繰越金の有無	-

○ 補助対象経費に含まれる費用

人件費	-	積立金	-
交際費	-	出資金	-
慶弔費	-	貸付金	-
飲食費	-	寄附金	-
懇親会費	-	他団体助成金	-

○ 適合性チェック（適正化評価）

※団体運営費補助ではない

	適正化の視点	番号	基準	判定
法規性	事務が法令等に従って適法に行われているかどうか。	01-01	根拠となる「計画」や「法令」がある	○
		01-02	補助金交付要綱等を設けている	○
3 E	〔経済性〕 事務が経済的に行われ無駄がないか。	02-01	交付先団体には補助金額を超える恒常的な資金(内部留保資金)はない ※団体運営費補助の場合のみ判定	-
		02-02	補助金の精算は交付年度と同一年度に行っている	○
		02-03	実績報告に事業費を証する領収書等が添付されている	○
		02-04	原則として補助対象外とすべき経費（人件費、交際費等）に補助金を交付していない	○
	〔効率性〕 事務が効率的に行われ生産性が高いか。	02-05	補助率は1/2以下である ※該当する場合、02-06と02-07は判定不要	○
		02-06	補助率が1/2を超える合理的な理由がある	-
		02-07	補助率は1/2を超えているが、上限額を設定している	-
	〔有効性〕 所期の目的を達成し効果を上げているか。	02-08	終期設定がある	○
		02-09	効果目標の設定がある	○
公益性	対象事業に公益上の必要性はあるか。	03-01	特定の者の利益となっていない	○
公平性	〔公平性〕 事務執行が公平になされているか。	04-01	補助金の交付額は長期間固定化していない(過去3年のうち、2回以上同額交付とはならない)	×
		04-02	交付団体の事務局委任を受けていない（市担当課が事務局を担っていない）	○
	〔透明性〕 市民に対して事業の目的や内容について広く公開しているか。	04-03	検証結果を公開している(市民に対して事業の目的や内容を広く公開している)	○
			不適合の数	1
			評価対象項目数	12

適合性はないが、補助金を交付する合理的な理由

法規性	-
3 E	-
公益性	-
公平性	4-1 上限額での交付が複数年続いているため。

評価／担当課	適切
今後の具体的な改善方針	-
審査／行財政改革課	今後見直しが必要
審査理由	事業執行が図られるよう改善が必要。

鳥取市補助金カルテ

NO.	224	担当課	農政企画課	外線	0857-30-8303
適合性判定	適切	予算措置	令和8年度 当初予算		
補助金名	イノシシ等被害防止対策事業補助金（網・わな猟免許取得事業）				
概要	イノシシなどの野生鳥獣による農作物被害に対応するため、新規に網・わな猟免許の取得に要する経費又は初回の網・わな猟免許更新に要する経費を補助。				
補助金区分	その他の事業費補助				
根拠法令	鳥獣被害防止特別措置法（法第二条の2）				
創設年度	H13	終期	R10年度末で効果検証		
効果目標	網・わな猟免許取得を支援することで、有害鳥獣の捕獲圧を高め、農作物被害面積及び農作物被害額を減少させる。				
検証結果	-				

○ 予算科目、財源、補助金の推移

款	農林水産業費	項	林産業費	目	林業総務費
歳出事業名	野生鳥獣被害防止事業費				
R 8 予算	206千円				
R 8 予算 積算根拠	・新規 8名×16,400円（うち単県対象6,000円の1/3） ・更新 5名×14,900円				
	過去実績	件数	決算額 (千円)		
	R 7 (見込)	3	51		
	R 6	0	0		
	R 5	0	0		
	R 4	3	11		
補助率・補助額	10分の10				
上限額	設定なし				
特定財源	県費				

○ 補助金交付対象、要件、方法

交付先	イノシシ等被害対策協議会
交付要件	協議会の推薦を受け、協議会から申請が出た者
対象経費	網・わな免許取得に係る市が設定した内容の経費
精算方法	交付決定の年度内に補助額を確定し、精算する。
実績確認	実績報告書に添付の領収書や事業内容が判別できる資料等で確認する。

○ 団体運営補助の状況

団体運営費補助	非該当
運営費に占める 補助金の割合	-
繰越金の有無	-

○ 補助対象経費に含まれる費用

人件費	-	積立金	-
交際費	-	出資金	-
慶弔費	-	貸付金	-
飲食費	-	寄附金	-
懇親会費	-	他団体助成金	-

○ 適合性チェック（適正化評価）

※団体運営費補助ではない

	適正化の視点	番号	基準	判定
合規性	事務が法令等に従って適法に行われているかどうか。	01-01	根拠となる「計画」や「法令」がある	○
		01-02	補助金交付要綱等を設けている	○
3 E	〔経済性〕 事務が経済的に行われ無駄がないか。	02-01	交付先団体には補助金額を超える恒常的な資金(内部留保資金)はない ※団体運営費補助の場合のみ判定	-
		02-02	補助金の精算は交付年度と同一年度に行っている	○
		02-03	実績報告に事業費を証する領収書等が添付されている	○
		02-04	原則として補助対象外とすべき経費（人件費、交際費等）に補助金を交付していない	○
	〔効率性〕 事務が効率的に行われ生産性が高いか。	02-05	補助率は1/2以下である ※該当する場合、02-06と02-07は判定不要	×
		02-06	補助率が1/2を超える合理的な理由がある	○
		02-07	補助率は1/2を超えているが、上限額を設定している	○
	〔有効性〕 所期の目的を達成し効果を上げているか。	02-08	終期設定がある	○
		02-09	効果目標の設定がある	○
公益性	対象事業に公益上の必要性はあるか。	03-01	特定の者の利益となっていない	○
公平性	〔公平性〕 事務執行が公平になされているか。	04-01	補助金の交付額は長期間固定化していない(過去3年のうち、2回以上同額交付とはならない)	○
		04-02	交付団体の事務局委任を受けていない（市担当課が事務局を担っていない）	○
	〔透明性〕 市民に対して事業の目的や内容について広く公開しているか。	04-03	検証結果を公開している(市民に対して事業の目的や内容を広く公開している)	○
			不適合の数	1
			評価対象項目数	14

適合性はないが、補助金を交付する合理的な理由

合規性	-
3 E	2-5 県間接補助であり、鳥獣被害の減少に向けた支援が必要であるため。
公益性	-
公平性	-

評価／担当課	適切
今後の具体的な改善方針	-
審査／行財政改革課	適切
審査理由	事業執行が図られるよう改善が必要。

鳥取市補助金カルテ

NO.	225	担当課	農政企画課	外線	0857-30-8303
適合性判定	適切	予算措置	令和8年度 当初予算		
補助金名	鳥取市クマよけ鈴等購入補助金				
概要	鳥取市自治連合会に加盟している町内会の住民に対し、クマよけ鈴等の購入に要する経費を補助。				
補助金区分	その他の事業費補助				
根拠法令	第12次鳥取市総合計画（施策3104）農林水産業の振興				
創設年度	H23	終期	R10年度末で効果検証		
効果目標	ツキノワグマの目撃情報があつた地域にクマよけ鈴購入費の支援をすることで、クマ被害の防止を図る。				
検証結果	-				

○ 予算科目、財源、補助金の推移

款	農林水産業費	項	林産業費	目	林業総務費	
歳出事業名	クマ対策事業費					
R8予算	17千円			過去実績	件数	決算額(千円)
R8予算 積算根拠	クマ鈴 8個×2,100円			R7(見込)	0	0
				R6	0	0
				R5	0	0
				R4	0	0
補助率・補助額	定額			上限額	3千円	
特定財源	国費, 県費					

○ 補助金交付対象、要件、方法

交付先	町内会等
交付要件	鳥取市自治会連合会に加盟している住民組織である町内会の住民とする。ただし、ツキノワグマの目撃情報等があつた町内会の住民で、小中学生を除いたものに限る。
対象経費	クマよけ鈴等の購入のための消耗品費
精算方法	交付決定の年度内に、補助額を確定し、精算する。
実績確認	証拠帳票等

○ 団体運営補助の状況

団体運営費補助	非該当
運営費に占める補助金の割合	-
繰越金の有無	-

○ 補助対象経費に含まれる費用

人件費	-	積立金	-
交際費	-	出資金	-
慶弔費	-	貸付金	-
飲食費	-	寄附金	-
懇親会費	-	他団体助成金	-

○ 適合性チェック（適正化評価）

※団体運営費補助ではない

	適正化の視点	番号	基準	判定
法規性	事務が法令等に従って適法に行われているかどうか。	01-01	根拠となる「計画」や「法令」がある	○
		01-02	補助金交付要綱等を設けている	○
3 E	〔経済性〕 事務が経済的に行われ無駄がないか。	02-01	交付先団体には補助金額を超える恒常的な資金(内部留保資金)はない ※団体運営費補助の場合のみ判定	-
		02-02	補助金の精算は交付年度と同一年度に行っている	○
		02-03	実績報告に事業費を証する領収書等が添付されている	○
		02-04	原則として補助対象外とすべき経費（人件費、交際費等）に補助金を交付していない	○
	〔効率性〕 事務が効率的に行われ生産性が高いか。	02-05	補助率は1/2以下である ※該当する場合、02-06と02-07は判定不要	×
		02-06	補助率が1/2を超える合理的な理由がある	×
		02-07	補助率は1/2を超えているが、上限額を設定している	○
	〔有効性〕 所期の目的を達成し効果を上げているか。	02-08	終期設定がある	○
		02-09	効果目標の設定がある	○
公益性	対象事業に公益上の必要性はあるか。	03-01	特定の者の利益となっていない	○
公平性	〔公平性〕 事務執行が公平になされているか。	04-01	補助金の交付額は長期間固定化していない(過去3年のうち、2回以上同額交付とはなっていない)	○
		04-02	交付団体の事務局委任を受けていない（市担当課が事務局を担っていない）	○
	〔透明性〕 市民に対して事業の目的や内容について広く公開しているか。	04-03	検証結果を公開している(市民に対して事業の目的や内容を広く公開している)	○
			不適合の数	2
			評価対象項目数	14

適合性はないが、補助金を交付する合理的な理由

法規性	-
3 E	2-5, 2-6 上限額を設定している。
公益性	-
公平性	-

評価／担当課	適切
今後の具体的な改善方針	-
審査／行財政改革課	適切
審査理由	事業執行が図られるよう改善が必要。

鳥取市補助金カルテ

NO.	226	担当課	農政企画課	外線	0857-30-8304
適合性判定	適切	予算措置	令和8年度 当初予算		
補助金名	鳥取市畜産経営緊急支援事業費補助金				
概要	飼料価格や資材・燃料代などが高騰しているため、市内畜産農家に対し緊急的に飼料代の高騰部に対して支援を行う。				
補助金区分	その他の事業費補助				
根拠法令	第12次鳥取市総合計画（施策3104）農林水産業の振興				
創設年度	R8	終期	R8年度末で効果検証		
効果目標	飼料価格等の高騰により経営が圧迫している畜産農家を支援し、畜産経営の維持・継続を図る。				
検証結果	-				

○ 予算科目、財源、補助金の推移

款	農林水産業費	項	農業費	目	畜産業費	
歳出事業名	畜産経営緊急支援事業費（重点支援地方交付金）					
R8予算	16,300千円			過去実績	件数	決算額 (千円)
R8予算 積算根拠	・肉用牛 牛マルキン制度の補填拡充支援 3,152千円(1/4) ・肉用豚 豚マルキン制度の補填拡充支援 245千円(1/4) ・乳牛 高騰配合飼料代支援 11,965千円(1/4) ・肉用鶏 高騰配合飼料代支援 26千円(1/6) ・採卵鶏 高騰配合飼料代支援 242千円(市1/6) ・繁殖牛 和子牛飼料緊急支援 670千円(定額)			R7 (見込)	4	13,262
				R6	10	23,870
				R5	0	0
				R4	0	0
				補助率・補助額	4分の1、6分の1	
特定財源						

○ 補助金交付対象、要件、方法

交付先	鳥取いなば農業協同組合ほか
交付要件	鳥取市内の畜産農家、法人、農業協同組合
対象経費	飼料費
精算方法	交付決定の年度内に、補助額を確定し、精算する。
実績確認	実績報告書に添付の領収書や事業内容が判別できる資料等で確認する。

○ 団体運営補助の状況

団体運営費補助	非該当
運営費に占める 補助金の割合	-
繰越金の有無	-

○ 補助対象経費に含まれる費用

人件費	-	積立金	-
交際費	-	出資金	-
慶弔費	-	貸付金	-
飲食費	-	寄附金	-
懇親会費	-	他団体助成金	-

○ 適合性チェック（適正化評価）

※団体運営費補助ではない

	適正化の視点	番号	基準	判定
合規性	事務が法令等に従って適法に行われているかどうか。	01-01	根拠となる「計画」や「法令」がある	○
		01-02	補助金交付要綱等を設けている	○
3 E	〔経済性〕 事務が経済的に行われ無駄がないか。	02-01	交付先団体には補助金額を超える恒常的な資金（内部留保資金）はない ※団体運営費補助の場合のみ判定	-
		02-02	補助金の精算は交付年度と同一年度に行っている	○
		02-03	実績報告に事業費を証する領収書等が添付されている	○
		02-04	原則として補助対象外とすべき経費（人件費、交際費等）に補助金を交付していない	○
	〔効率性〕 事務が効率的に行われ生産性が高いか。	02-05	補助率は1/2以下である ※該当する場合、02-06と02-07は判定不要	○
		02-06	補助率が1/2を超える合理的な理由がある	-
		02-07	補助率は1/2を超えているが、上限額を設定している	-
	〔有効性〕 所期の目的を達成し効果を上げているか。	02-08	終期設定がある	○
		02-09	効果目標の設定がある	○
公益性	対象事業に公益上の必要性はあるか。	03-01	特定の者の利益となっていない	○
公平性	〔公平性〕 事務執行が公平になされているか。	04-01	補助金の交付額は長期間固定化していない（過去3年のうち、2回以上同額交付とはなっていない）	○
		04-02	交付団体の事務局委任を受けていない（市担当課が事務局を担っていない）	○
	〔透明性〕 市民に対して事業の目的や内容について広く公開しているか。	04-03	検証結果を公開している（市民に対して事業の目的や内容を広く公開している）	○
			不適合の数	0
			評価対象項目数	12

適合性はないが、補助金を交付する合理的な理由

合規性	-
3 E	-
公益性	-
公平性	-

評価／担当課	適切
今後の具体的な改善方針	-
審査／行財政改革課	適切
審査理由	-

鳥取市補助金カルテ

NO.	227	担当課	農政企画課	外線	0857-30-8304
適合性判定	今後見直しが必要		予算措置	令和8年度 当初予算	
補助金名	鳥取市農地賃借料補助金				
概要	認定新規就農者の農地賃借料に対する補助。				
補助金区分	その他の事業費補助				
根拠法令	第12次鳥取市総合計画（施策3104）農林水産業の振興				
創設年度	H19	終期	R10年度末で効果検証		
効果目標	安定した営農になるまでの離農率を下げる。				
検証結果	-				

○ 予算科目、財源、補助金の推移

款	農林水産業費	項	農業費	目	農業総務費		
歳出事業名	新規就農営農支援事業費						
R8予算	518千円						
R8予算 積算根拠	対象経費 517,695円（4人分）				過去実績	件数	決算額 (千円)
					R7 (見込)	4	518
					R6	4	372
					R5	5	375
					R4	6	594
補助率・補助額	10分の10				上限額	設定なし	
特定財源							

○ 補助金交付対象、要件、方法

交付先	申請のあった個人
交付要件	設定期間を3年以上とする賃借権を設定し、農地を借り入れていること。認定新規就農者であること。
対象経費	農地賃借料
精算方法	事業完了後に申請するため、精算なし（申請時に実績等を確認）。
実績確認	補助金交付申請書とともに提出された書類等で確認。

○ 団体運営補助の状況

団体運営費補助	非該当
運営費に占める 補助金の割合	-
繰越金の有無	-

○ 補助対象経費に含まれる費用

人件費	-	積立金	-
交際費	-	出資金	-
慶弔費	-	貸付金	-
飲食費	-	寄附金	-
懇親会費	-	他団体助成金	-

○ 適合性チェック（適正化評価）

※団体運営費補助ではない

	適正化の視点	番号	基準	判定
法規性	事務が法令等に従って適法に行われているかどうか。	01-01	根拠となる「計画」や「法令」がある	○
		01-02	補助金交付要綱等を設けている	○
3 E	〔経済性〕 事務が経済的に行われ無駄がないか。	02-01	交付先団体には補助金額を超える恒常的な資金(内部留保資金)はない ※団体運営費補助の場合のみ判定	-
		02-02	補助金の精算は交付年度と同一年度に行っている	○
		02-03	実績報告に事業費を証する領収書等が添付されている	×
		02-04	原則として補助対象外とすべき経費（人件費、交際費等）に補助金を交付していない	○
	〔効率性〕 事務が効率的に行われ生産性が高いか。	02-05	補助率は1/2以下である ※該当する場合、02-06と02-07は判定不要	×
		02-06	補助率が1/2を超える合理的な理由がある	○
		02-07	補助率は1/2を超えているが、上限額を設定している	×
	〔有効性〕 所期の目的を達成し効果を上げているか。	02-08	終期設定がある	○
		02-09	効果目標の設定がある	○
公益性	対象事業に公益上の必要性はあるか。	03-01	特定の者の利益となっていない	○
公平性	〔公平性〕 事務執行が公平になされているか。	04-01	補助金の交付額は長期間固定化していない(過去3年のうち、2回以上同額交付とはならない)	○
		04-02	交付団体の事務局委任を受けていない（市担当課が事務局を担っていない）	○
	〔透明性〕 市民に対して事業の目的や内容について広く公開しているか。	04-03	検証結果を公開している(市民に対して事業の目的や内容を広く公開している)	○
			不適合の数	3
			評価対象項目数	14

適合性はないが、補助金を交付する合理的な理由

法規性	-
3 E	2-3 事業完了後に提出される申請書類に添付されている。2-5, 2-7就農初期は著しく資金がないため。
公益性	-
公平性	-

評価／担当課	適切
今後の具体的な改善方針	-
審査／行財政改革課	今後見直しが必要
審査理由	補助率が1/2以上であり上限額の設定がない。

鳥取市補助金カルテ

NO.	228	担当課	農政企画課	外線	0857-30-8304
適合性判定	適切	予算措置	令和8年度 当初予算		
補助金名	鳥取市経営開始資金事業費補助金				
概要	就農後の経営安定、定着促進のため、就農時50歳未満の認定新規就農者に対し就農後最長3年間資金を交付。				
補助金区分	個人に対する補助				
根拠法令	第12次鳥取市総合計画（施策3104）農林水産業の振興				
創設年度	R4	終期	R10年度末で効果検証		
効果目標	青年等就農計画（5年後所得目標250万円）の達成				
検証結果	-				

○ 予算科目、財源、補助金の推移

款	農林水産業費	項	農業費	目	農業総務費	
歳出事業名	新規就農営農支援事業費					
R 8 予算	9,750千円			過去実績	件数	決算額 (千円)
R 8 予算 積算根拠	・継続 1人×1,500千円=1,500千円 (国10/10) ・新規 5人×1,650千円=8,250千円 (国10/10)			R 7 (見込)	2	2,250
				R 6	3	4,500
				R 5	3	3,750
				R 4	2	3,000
補助率・補助額		年1,500千円		上限額	1,500千円	
特定財源	国費					

○ 補助金交付対象、要件、方法

交付先	申請のあった個人
交付要件	認定新規就農者。独立・自営就農時の年齢が、原則として50歳未満であること。独立・自営就農であること。主要な農業機械及び施設を補助対象者が所有し、又は借りていること。生産物や生産資材等を補助対象者の名義で出荷・取引すること。等
対象経費	就農初期に係る運転資金、基盤整備費及び生活費等
精算方法	交付決定の年度内に補助額を確定し、精算する。
実績確認	実績報告書に添付の事業内容が判別できる資料等で確認する。

○ 団体運営補助の状況

団体運営費補助	非該当
運営費に占める 補助金の割合	-
繰越金の有無	-

○ 補助対象経費に含まれる費用

人件費	-	積立金	-
交際費	-	出資金	-
慶弔費	-	貸付金	-
飲食費	-	寄附金	-
懇親会費	-	他団体助成金	-

○ 適合性チェック（適正化評価）

※団体運営費補助ではない

	適正化の視点	番号	基準	判定
法規性	事務が法令等に従って適法に行われているかどうか。	01-01	根拠となる「計画」や「法令」がある	○
		01-02	補助金交付要綱等を設けている	○
3 E	〔経済性〕 事務が経済的に行われ無駄がないか。	02-01	交付先団体には補助金額を超える恒常的な資金(内部留保資金)はない ※団体運営費補助の場合のみ判定	-
		02-02	補助金の精算は交付年度と同一年度に行っている	○
		02-03	実績報告に事業費を証する領収書等が添付されている	×
		02-04	原則として補助対象外とすべき経費（人件費、交際費等）に補助金を交付していない	○
	〔効率性〕 事務が効率的に行われ生産性が高いか。	02-05	補助率は1/2以下である ※該当する場合、02-06と02-07は判定不要	×
		02-06	補助率が1/2を超える合理的な理由がある	×
		02-07	補助率は1/2を超えているが、上限額を設定している	○
	〔有効性〕 所期の目的を達成し効果を上げているか。	02-08	終期設定がある	○
		02-09	効果目標の設定がある	○
公益性	対象事業に公益上の必要性はあるか。	03-01	特定の者の利益となっていない	○
公平性	〔公平性〕 事務執行が公平になされているか。	04-01	補助金の交付額は長期間固定化していない(過去3年のうち、2回以上同額交付とはならない)	○
		04-02	交付団体の事務局委任を受けていない（市担当課が事務局を担っていない）	○
	〔透明性〕 市民に対して事業の目的や内容について広く公開しているか。	04-03	検証結果を公開している(市民に対して事業の目的や内容を広く公開している)	○
			不適合の数	3
			評価対象項目数	14

適合性はないが、補助金を交付する合理的な理由

法規性	-
3 E	2-3 事業実施内容がわかる書類等で確認している。 2-5, 2-6 年間150万円の定額交付のため。
公益性	-
公平性	-

評価／担当課	適切
今後の具体的な改善方針	-
審査／行財政改革課	適切
審査理由	-

鳥取市補助金カルテ

NO.	229	担当課	農政企画課	外線	0857-30-8304
適合性判定	適切	予算措置	令和8年度 当初予算		
補助金名	親元就農促進支援交付金				
概要	認定農業者等の後継者が、親元での経営に従事しながら研修を行う場合に交付金を交付。				
補助金区分	個人に対する補助				
根拠法令	第12次鳥取市総合計画（施策3104）農林水産業の振興				
創設年度	H26	終期	R10年度末で効果検証		
効果目標	研修開始後5年以内に認定農業者等の認定を受ける				
検証結果	-				

○ 予算科目、財源、補助金の推移

款	農林水産業費	項	農業費	目	農業総務費	
歳出事業名	新規就農推進事業費					
R8予算	2,700千円					
R8予算 積算根拠	・継続分 月100千円×3か月×1人=300千円 月100千円×12か月×1人=1,200千円 ・新規分 月100千円×12か月×1人=1,200千円					
				過去実績	件数	決算額 (千円)
				R7 (見込)	2	2,200
				R6	3	2,600
				R5	2	2,400
				R4	2	1,700
補助率・補助額	月100千円				上限額	1,200千円
特定財源	県費					

○ 補助金交付対象、要件、方法

交付先	申請のあった個人
交付要件	親元就農促進支援交付金：農業経営主が認定農業者等に位置づけられていること。研修生が農業経営主の3親等内であること等。
対象経費	研修に係る経費
精算方法	交付決定の年度内に補助額を確定し、精算する。
実績確認	実績報告書に添付の事業内容が判別できる資料等で確認する。

○ 団体運営補助の状況

団体運営費補助	非該当
運営費に占める 補助金の割合	-
繰越金の有無	-

○ 補助対象経費に含まれる費用

人件費	-	積立金	-
交際費	-	出資金	-
慶弔費	-	貸付金	-
飲食費	-	寄附金	-
懇親会費	-	他団体助成金	-

○ 適合性チェック（適正化評価）

※団体運営費補助ではない

	適正化の視点	番号	基準	判定
合規性	事務が法令等に従って適法に行われているかどうか。	01-01	根拠となる「計画」や「法令」がある	○
		01-02	補助金交付要綱等を設けている	○
3 E	〔経済性〕 事務が経済的に行われ無駄がないか。	02-01	交付先団体には補助金額を超える恒常的な資金(内部留保資金)はない ※団体運営費補助の場合のみ判定	-
		02-02	補助金の精算は交付年度と同一年度に行っている	○
		02-03	実績報告に事業費を証する領収書等が添付されている	○
		02-04	原則として補助対象外とすべき経費（人件費、交際費等）に補助金を交付していない	○
	〔効率性〕 事務が効率的に行われ生産性が高いか。	02-05	補助率は1/2以下である ※該当する場合、02-06と02-07は判定不要	×
		02-06	補助率が1/2を超える合理的な理由がある	×
		02-07	補助率は1/2を超えているが、上限額を設定している	○
	〔有効性〕 所期の目的を達成し効果を上げているか。	02-08	終期設定がある	○
		02-09	効果目標の設定がある	○
公益性	対象事業に公益上の必要性はあるか。	03-01	特定の者の利益となっていない	○
公平性	〔公平性〕 事務執行が公平になされているか。	04-01	補助金の交付額は長期間固定化していない(過去3年のうち、2回以上同額交付とはなっていない)	○
		04-02	交付団体の事務局委任を受けていない（市担当課が事務局を担っていない）	○
	〔透明性〕 市民に対して事業の目的や内容について広く公開しているか。	04-03	検証結果を公開している(市民に対して事業の目的や内容を広く公開している)	○
			不適合の数	2
			評価対象項目数	14

適合性はないが、補助金を交付する合理的な理由

合規性	-
3 E	2-5, 2-6 月額10万円の定額補助のため
公益性	-
公平性	-

評価／担当課	適切
今後の具体的な改善方針	-
審査／行財政改革課	適切
審査理由	-

鳥取市補助金カルテ

NO.	230	担当課	農政企画課	外線	0857-30-8304
適合性判定	適切	予算措置	令和8年度 当初予算		
補助金名	鳥取市鳥取柿ぶどう等生産振興事業費補助金				
概要	柿をはじめとした果樹の生産基盤の整備に必要な資材、果樹園整備、機械導入等に要する経費を補助。				
補助金区分	その他の事業費補助				
根拠法令	第12次鳥取市総合計画（施策3104）農林水産業の振興				
創設年度	H26	終期	R10年度末で効果検証		
効果目標	ほ場の整備に係る経費を支援することで、農産物の品質や作業効率を向上させ、収量を増加させる				
検証結果	-				

○ 予算科目、財源、補助金の推移

款	農林水産業費	項	農業費	目	農業振興費	
歳出事業名	果樹振興対策事業費					
R 8 予算	13,758千円			過去実績	件数	決算額 (千円)
R 8 予算 積算根拠	・輝太郎 916千円 ・柿ぶどう等生産拡大 12,842千円			R 7 (見込)	4	1,794
				R 6	10	3,486
				R 5	7	6,045
				R 4	3	2,289
補助率・補助額	3分の1～3分の2			上限額	設定なし	
特定財源	県費					

○ 補助金交付対象、要件、方法

交付先	申請のあった個人、法人
交付要件	農業協同組合、生産組織、鳥取県農業農村担い手育成機構、認定農業者、産地計画に定められた者
対象経費	果樹園整備に係る経費等
精算方法	交付決定の年度内に補助額を確定し、精算する。
実績確認	実績報告書に添付の領収書や事業内容が判別できる資料等で確認する。

○ 団体運営補助の状況

団体運営費補助	非該当
運営費に占める 補助金の割合	-
繰越金の有無	-

○ 補助対象経費に含まれる費用

人件費	-	積立金	-
交際費	-	出資金	-
慶弔費	-	貸付金	-
飲食費	-	寄附金	-
懇親会費	-	他団体助成金	-

○ 適合性チェック（適正化評価）

※団体運営費補助ではない

	適正化の視点	番号	基準	判定
法規性	事務が法令等に従って適法に行われているかどうか。	01-01	根拠となる「計画」や「法令」がある	○
		01-02	補助金交付要綱等を設けている	○
3 E	〔経済性〕 事務が経済的に行われ無駄がないか。	02-01	交付先団体には補助金額を超える恒常的な資金(内部留保資金)はない ※団体運営費補助の場合のみ判定	-
		02-02	補助金の精算は交付年度と同一年度に行っている	○
		02-03	実績報告に事業費を証する領収書等が添付されている	○
		02-04	原則として補助対象外とすべき経費（人件費、交際費等）に補助金を交付していない	○
	〔効率性〕 事務が効率的に行われ生産性が高いか。	02-05	補助率は1/2以下である ※該当する場合、02-06と02-07は判定不要	×
		02-06	補助率が1/2を超える合理的な理由がある	○
		02-07	補助率は1/2を超えているが、上限額を設定している	×
	〔有効性〕 所期の目的を達成し効果を上げているか。	02-08	終期設定がある	○
		02-09	効果目標の設定がある	○
公益性	対象事業に公益上の必要性はあるか。	03-01	特定の者の利益となっていない	○
公平性	〔公平性〕 事務執行が公平になされているか。	04-01	補助金の交付額は長期間固定化していない(過去3年のうち、2回以上同額交付とはならない)	○
		04-02	交付団体の事務局委任を受けていない（市担当課が事務局を担っていない）	○
	〔透明性〕 市民に対して事業の目的や内容について広く公開しているか。	04-03	検証結果を公開している(市民に対して事業の目的や内容を広く公開している)	○
			不適合の数	2
			評価対象項目数	14

適合性はないが、補助金を交付する合理的な理由

法規性	-
3 E	2-5, 2-7 県補助要綱により補助率が定められているため。
公益性	-
公平性	-

評価／担当課	適切
今後の具体的な改善方針	-
審査／行財政改革課	適切
審査理由	-

鳥取市補助金カルテ

NO.	231	担当課	農政企画課	外線	0857-30-8304
適合性判定	適切	予算措置	令和8年度 当初予算		
補助金名	地域特産品振興対策事業補助金				
概要	鳥取いなば農業協同組合を経由して出荷される特産品(振興作物等)の出荷に要する経費を補助。				
補助金区分	その他の事業費補助				
根拠法令	第12次鳥取市総合計画（施策3104）農林水産業の振興				
創設年度	H8	終期	R10年度末で効果検証		
効果目標	地域特産品の出荷量増加				
検証結果	-				

○ 予算科目、財源、補助金の推移

款	農林水産業費	項	農業費	目	農業振興費		
歳出事業名	農産物生産振興対策等総合支援事業費						
R8予算	2,050千円				過去実績	件数	決算額(千円)
R8予算 積算根拠	・ブロッコリー(10件) 40円/kg×4,700kg=188千円 ・アスパラガス(28件) 80円/kg×23,000kg=1,840千円 ・生姜(9件) 5円/kg×4,400kg=22千円				R7(見込)	3	2,143
					R6	3	1,927
					R5	1	2,050
					R4	3	2,070
					補助率・補助額	品目により補助単価を設定	
特定財源	なし（一般財源のみ）						

○ 補助金交付対象、要件、方法

交付先	鳥取いなば農業協同組合ほか農業者		
交付要件	地域特産品振興対策事業 市の振興作物の出荷に要する経費		
対象経費	振興作物の出荷に要する経費。		
精算方法	交付決定の年度内に補助額を確定し、精算する。		
実績確認	実績報告書に添付の事業実施内容が判別できる資料や領収書等で確認する。		

○ 団体運営補助の状況

団体運営費補助	非該当
運営費に占める補助金の割合	-
繰越金の有無	-

○ 補助対象経費に含まれる費用

人件費	-	積立金	-
交際費	-	出資金	-
慶弔費	-	貸付金	-
飲食費	-	寄附金	-
懇親会費	-	他団体助成金	-

○ 適合性チェック（適正化評価）

※団体運営費補助ではない

	適正化の視点	番号	基準	判定
法規性	事務が法令等に従って適法に行われているかどうか。	01-01	根拠となる「計画」や「法令」がある	○
		01-02	補助金交付要綱等を設けている	○
3 E	〔経済性〕 事務が経済的に行われ無駄がないか。	02-01	交付先団体には補助金額を超える恒常的な資金(内部留保資金)はない ※団体運営費補助の場合のみ判定	-
		02-02	補助金の精算は交付年度と同一年度に行っている	○
		02-03	実績報告に事業費を証する領収書等が添付されている	○
		02-04	原則として補助対象外とすべき経費（人件費、交際費等）に補助金を交付していない	○
	〔効率性〕 事務が効率的に行われ生産性が高いか。	02-05	補助率は1/2以下である ※該当する場合、02-06と02-07は判定不要	×
		02-06	補助率が1/2を超える合理的な理由がある	○
		02-07	補助率は1/2を超えているが、上限額を設定している	○
	〔有効性〕 所期の目的を達成し効果を上げているか。	02-08	終期設定がある	○
		02-09	効果目標の設定がある	○
公益性	対象事業に公益上の必要性はあるか。	03-01	特定の者の利益となっていない	○
公平性	〔公平性〕 事務執行が公平になされているか。	04-01	補助金の交付額は長期間固定化していない(過去3年のうち、2回以上同額交付とはならない)	○
		04-02	交付団体の事務局委任を受けていない（市担当課が事務局を担っていない）	○
	〔透明性〕 市民に対して事業の目的や内容について広く公開しているか。	04-03	検証結果を公開している(市民に対して事業の目的や内容を広く公開している)	○
			不適合の数	1
			評価対象項目数	14

適合性はないが、補助金を交付する合理的な理由

法規性	-
3 E	2-5 出荷量1kgに対する上限額を定めているため
公益性	-
公平性	-

評価／担当課	適切
今後の具体的な改善方針	-
審査／行財政改革課	適切
審査理由	-

鳥取市補助金カルテ

NO.	232	担当課	農政企画課	外線	0857-30-8305
適合性判定	今後見直しが必要		予算措置	令和8年度 当初予算	
補助金名	鳥取市指導農業士活動支援事業費補助金				
概要	鳥取地区農業士会の活動費補助。				
補助金区分	その他の事業費補助				
根拠法令	第12次鳥取市総合計画（施策3104）農林水産業の振興				
創設年度	H20	終期	R10年度末で効果検証		
効果目標	農業の担い手の増加。				
検証結果	-				

○ 予算科目、財源、補助金の推移

款	農林水産業費	項	農業費	目	農業構造改善事業費	
歳出事業名	農業振興団体活動支援事業費					
R8予算	120千円			過去実績	件数	決算額 (千円)
R8予算 積算根拠	鳥取地区農業士会に所属する指導農業士の人数 12人×10千円			R7 (見込)	1	120
				R6	1	120
				R5	1	130
				R4	1	120
補助率・補助額	指導農業士1人あたり10千円			上限額	設定なし	
特定財源						

○ 補助金交付対象、要件、方法

交付先	鳥取地区農業士会
交付要件	本補助金の交付の対象となる者は、指導農業士が構成する鳥取地区農業士会とする。
対象経費	研修等活動費
精算方法	交付決定の年度内に補助額を確定し、精算する。
実績確認	実績報告書に添付の事業内容が判別できる資料等で確認する。

○ 団体運営補助の状況

団体運営費補助	非該当
運営費に占める 補助金の割合	-
繰越金の有無	-

○ 補助対象経費に含まれる費用

人件費	-	積立金	-
交際費	-	出資金	-
慶弔費	-	貸付金	-
飲食費	-	寄附金	-
懇親会費	-	他団体助成金	-

○ 適合性チェック（適正化評価）

※団体運営費補助ではない

	適正化の視点	番号	基準	判定
法規性	事務が法令等に従って適法に行われているかどうか。	01-01	根拠となる「計画」や「法令」がある	○
		01-02	補助金交付要綱等を設けている	○
3 E	〔経済性〕 事務が経済的に行われ無駄がないか。	02-01	交付先団体には補助金額を超える恒常的な資金(内部留保資金)はない ※団体運営費補助の場合のみ判定	-
		02-02	補助金の精算は交付年度と同一年度に行っている	○
		02-03	実績報告に事業費を証する領収書等が添付されている	×
		02-04	原則として補助対象外とすべき経費（人件費、交際費等）に補助金を交付していない	○
	〔効率性〕 事務が効率的に行われ生産性が高いか。	02-05	補助率は1/2以下である ※該当する場合、02-06と02-07は判定不要	×
		02-06	補助率が1/2を超える合理的な理由がある	×
		02-07	補助率は1/2を超えているが、上限額を設定している	○
	〔有効性〕 所期の目的を達成し効果を上げているか。	02-08	終期設定がある	○
		02-09	効果目標の設定がある	○
公益性	対象事業に公益上の必要性はあるか。	03-01	特定の者の利益となっていない	○
公平性	〔公平性〕 事務執行が公平になされているか。	04-01	補助金の交付額は長期間固定化していない(過去3年のうち、2回以上同額交付とはならない)	○
		04-02	交付団体の事務局委任を受けていない（市担当課が事務局を担っていない）	○
	〔透明性〕 市民に対して事業の目的や内容について広く公開しているか。	04-03	検証結果を公開している(市民に対して事業の目的や内容を広く公開している)	○
			不適合の数	3
			評価対象項目数	14

適合性はないが、補助金を交付する合理的な理由

法規性	-
3 E	2-3 事業内容が判別できる資料等で確認している。 2-5. 2-6 活動人数で定額支給。
公益性	-
公平性	-

評価／担当課	適切
今後の具体的な改善方針	-
審査／行財政改革課	今後見直しが必要
審査理由	単価交付ではなく事業内容に基づく割合での交付が望ましい

鳥取市補助金カルテ

NO.	233	担当課	農政企画課	外線	0857-30-8305
適合性判定	適切	予算措置	令和8年度 当初予算		
補助金名	認定農業者組織支援補助金				
概要	認定農業者等で組織される協議会等の活動費補助。				
補助金区分	その他の事業費補助				
根拠法令	第12次鳥取市総合計画（施策3104）農林水産業の振興				
創設年度	H17	終期	R10年度末で効果検証		
効果目標	認定農業者間の情報共有・技術向上				
検証結果	-				

○ 予算科目、財源、補助金の推移

款	農林水産業費	項	農業費	目	農業構造改善事業費	
歳出事業名	農業振興団体活動支援事業費					
R8予算	394千円			過去実績	件数	決算額 (千円)
R8予算 積算根拠	・鳥取市認定農業者協議会 687千円×1/2 ・気高町担い手農業者連絡協議会 100千円×1/2			R7 (見込)	1	237
				R6	1	110
				R5	1	144
				R4	1	156
補助率・補助額	2分の1			上限額	設定なし	
特定財源	なし（一般財源のみ）					

○ 補助金交付対象、要件、方法

交付先	鳥取市認定農業者協議会、気高町担い手農業者協議会
交付要件	農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号）第12条の規定に基づき本市の農業経営改善計画の認定を受けた農業者等で組織される認定農業者等組織。
対象経費	会議費、研修費、先進地視察費
精算方法	交付決定の年度内に補助額を確定し、精算する。
実績確認	実績報告書に添付の領収書や事業内容が判別できる資料等で確認する。

○ 団体運営補助の状況

団体運営費補助	非該当
運営費に占める補助金の割合	-
繰越金の有無	-

○ 補助対象経費に含まれる費用

人件費	-	積立金	-
交際費	-	出資金	-
慶弔費	-	貸付金	-
飲食費	-	寄附金	-
懇親会費	-	他団体助成金	-

○ 適合性チェック（適正化評価）

※団体運営費補助ではない

	適正化の視点	番号	基準	判定
法規性	事務が法令等に従って適法に行われているかどうか。	01-01	根拠となる「計画」や「法令」がある	○
		01-02	補助金交付要綱等を設けている	○
3 E	〔経済性〕 事務が経済的に行われ無駄がないか。	02-01	交付先団体には補助金額を超える恒常的な資金(内部留保資金)はない ※団体運営費補助の場合のみ判定	-
		02-02	補助金の精算は交付年度と同一年度に行っている	○
		02-03	実績報告に事業費を証する領収書等が添付されている	○
		02-04	原則として補助対象外とすべき経費（人件費、交際費等）に補助金を交付していない	○
	〔効率性〕 事務が効率的に行われ生産性が高いか。	02-05	補助率は1/2以下である ※該当する場合、02-06と02-07は判定不要	○
		02-06	補助率が1/2を超える合理的な理由がある	-
		02-07	補助率は1/2を超えているが、上限額を設定している	-
	〔有効性〕 所期の目的を達成し効果を上げているか。	02-08	終期設定がある	○
		02-09	効果目標の設定がある	○
公益性	対象事業に公益上の必要性はあるか。	03-01	特定の者の利益となっていない	○
公平性	〔公平性〕 事務執行が公平になされているか。	04-01	補助金の交付額は長期間固定化していない(過去3年のうち、2回以上同額交付とはならない)	○
		04-02	交付団体の事務局委任を受けていない（市担当課が事務局を担っていない）	×
	〔透明性〕 市民に対して事業の目的や内容について広く公開しているか。	04-03	検証結果を公開している(市民に対して事業の目的や内容を広く公開している)	○
			不適合の数	1
			評価対象項目数	12

適合性はないが、補助金を交付する合理的な理由

法規性	-
3 E	-
公益性	-
公平性	4-2 鳥取市認定農業者協議会規則第11条に規定されている

評価／担当課	適切
今後の具体的な改善方針	-
審査／行財政改革課	適切
審査理由	-

鳥取市補助金カルテ

NO.	234	担当課	農政企画課	外線	0857-30-8305
適合性判定	適切	予算措置	令和8年度 当初予算		
補助金名	鳥取市農地流動化加速的推進事業助成金				
概要	農地中間管理事業を活用し、新たに農地を賃借した認定農業者に対する助成。				
補助金区分	その他の事業費補助				
根拠法令	第12次鳥取市総合計画（施策3104）農林水産業の振興				
創設年度	H6	終期	R10年度末で効果検証		
効果目標	担い手への農地集積率40%（R12年度）				
検証結果	-				

○ 予算科目、財源、補助金の推移

款	農林水産業費	項	農業費	目	農業構造改善事業費	
歳出事業名	農地集積等対策事業費					
R8予算	3,911千円			過去実績	件数	決算額 (千円)
R8予算 積算根拠	対象面積39.11ha×交付単価10,000円/10a			R7 (見込)	39	4,522
				R6	16	3,118
				R5	51	7,200
				R4	25	3,874
補助率・補助額	10,000円/10a			上限額	設定なし	
特定財源	県費					

○ 補助金交付対象、要件、方法

交付先	申請のあった認定農業者
交付要件	補助金を受けようとする年度の前年度の1月1日から補助金を受けようとする年度の12月31日までの間に公告された、農地中間管理事業により新たに設定された賃借権で、かつ、存続期間が4年11か月以上のもの。
対象経費	農地賃借面積に基づき算出した額を交付。補助対象経費の指定なし。
精算方法	交付決定の年度内に補助額を確定し、精算する。
実績確認	農地台帳により貸借状況を確認する。

○ 団体運営補助の状況

団体運営費補助	非該当
運営費に占める補助金の割合	-
繰越金の有無	-

○ 補助対象経費に含まれる費用

人件費	-	積立金	-
交際費	-	出資金	-
慶弔費	-	貸付金	-
飲食費	-	寄附金	-
懇親会費	-	他団体助成金	-

○ 適合性チェック（適正化評価）

※団体運営費補助ではない

	適正化の視点	番号	基準	判定
法規性	事務が法令等に従って適法に行われているかどうか。	01-01	根拠となる「計画」や「法令」がある	○
		01-02	補助金交付要綱等を設けている	○
3 E	〔経済性〕 事務が経済的に行われ無駄がないか。	02-01	交付先団体には補助金額を超える恒常的な資金(内部留保資金)はない ※団体運営費補助の場合のみ判定	-
		02-02	補助金の精算は交付年度と同一年度に行っている	○
		02-03	実績報告に事業費を証する領収書等が添付されている	×
		02-04	原則として補助対象外とすべき経費（人件費、交際費等）に補助金を交付していない	○
	〔効率性〕 事務が効率的に行われ生産性が高いか。	02-05	補助率は1/2以下である ※該当する場合、02-06と02-07は判定不要	×
		02-06	補助率が1/2を超える合理的な理由がある	×
		02-07	補助率は1/2を超えているが、上限額を設定している	×
	〔有効性〕 所期の目的を達成し効果を上げているか。	02-08	終期設定がある	○
		02-09	効果目標の設定がある	○
公益性	対象事業に公益上の必要性はあるか。	03-01	特定の者の利益となっていない	○
公平性	〔公平性〕 事務執行が公平になされているか。	04-01	補助金の交付額は長期間固定化していない(過去3年のうち、2回以上同額交付とはならない)	○
		04-02	交付団体の事務局委任を受けていない（市担当課が事務局を担っていない）	○
	〔透明性〕 市民に対して事業の目的や内容について広く公開しているか。	04-03	検証結果を公開している(市民に対して事業の目的や内容を広く公開している)	○
			不適合の数	4
			評価対象項目数	14

適合性はないが、補助金を交付する合理的な理由

法規性	-
3 E	2-3 農地台帳より確認している。 2-5～2-7 集積した面積あたりの単価で交付している。
公益性	-
公平性	-

評価／担当課	適切
今後の具体的な改善方針	-
審査／行財政改革課	適切
審査理由	-

鳥取市補助金カルテ

NO.	235	担当課	農政企画課	外線	0857-30-8304
適合性判定	適切	予算措置	令和8年度 当初予算		
補助金名	鳥取市経営発展支援事業費補助金				
概要	経営発展に向けた機械・施設の導入等に対する支援を行う。補助率1/2（県1/3、市1/6）、補助対象事業費上限1,000万円（経営開始資金を受け取る者は500万円）。				
補助金区分	その他の事業費補助				
根拠法令	第12次鳥取市総合計画（施策3104）農林水産業の振興				
創設年度	R6	終期	R10年度末で効果検証		
効果目標	青年等就農計画（5年後所得目標250万円）の達成				
検証結果	-				

○ 予算科目、財源、補助金の推移

款	農林水産業費	項	農業費	目	農業総務費
歳出事業名	新規就農営農支援事業費				
R8予算	7,494千円				
R8予算 積算根拠	対象者二人 ・補助対象事業費合計9,992千円 * 補助率 3/4 = 7,494千円				
	過去実績	件数	決算額 (千円)		
	R7 (見込)	0	0		
	R6	0	0		
	R5	0	0		
	R4	0	0		
補助率・補助額	4分の3				
上限額	3,750千円				
特定財源	国費				

○ 補助金交付対象、要件、方法

交付先	申請のあった認定新規就農者
交付要件	独立・自営就農時の年齢が、原則50歳未満。主要な農業機械・施設を交付対象者が所有し、又は借りていること。交付対象者の農産物等の売上げや経費の支出などの経営収支を交付対象者の名義の通帳及び帳簿で管理すること。等
対象経費	機械・施設等の取得、改良又はリースほか
精算方法	交付決定の年度内に補助額を確定し、精算する。
実績確認	実績報告の際、領収書等の添付をもって確認。

○ 団体運営補助の状況

団体運営費補助	非該当
運営費に占める補助金の割合	-
繰越金の有無	-

○ 補助対象経費に含まれる費用

人件費	-	積立金	-
交際費	-	出資金	-
慶弔費	-	貸付金	-
飲食費	-	寄附金	-
懇親会費	-	他団体助成金	-

○ 適合性チェック（適正化評価）

※団体運営費補助ではない

	適正化の視点	番号	基準	判定
法規性	事務が法令等に従って適法に行われているかどうか。	01-01	根拠となる「計画」や「法令」がある	○
		01-02	補助金交付要綱等を設けている	○
3 E	〔経済性〕 事務が経済的に行われ無駄がないか。	02-01	交付先団体には補助金額を超える恒常的な資金(内部留保資金)はない ※団体運営費補助の場合のみ判定	-
		02-02	補助金の精算は交付年度と同一年度に行っている	○
		02-03	実績報告に事業費を証する領収書等が添付されている	○
		02-04	原則として補助対象外とすべき経費（人件費、交際費等）に補助金を交付していない	○
	〔効率性〕 事務が効率的に行われ生産性が高いか。	02-05	補助率は1/2以下である ※該当する場合、02-06と02-07は判定不要	×
		02-06	補助率が1/2を超える合理的な理由がある	○
		02-07	補助率は1/2を超えているが、上限額を設定している	○
	〔有効性〕 所期の目的を達成し効果を上げているか。	02-08	終期設定がある	○
		02-09	効果目標の設定がある	○
公益性	対象事業に公益上の必要性はあるか。	03-01	特定の者の利益となっていない	○
公平性	〔公平性〕 事務執行が公平になされているか。	04-01	補助金の交付額は長期間固定化していない(過去3年のうち、2回以上同額交付とはならない)	○
		04-02	交付団体の事務局委任を受けていない（市担当課が事務局を担っていない）	○
	〔透明性〕 市民に対して事業の目的や内容について広く公開しているか。	04-03	検証結果を公開している(市民に対して事業の目的や内容を広く公開している)	○
			不適合の数	1
			評価対象項目数	14

適合性はないが、補助金を交付する合理的な理由

法規性	-
3 E	2-5 国の補助要綱で補助率が設定されているため。
公益性	-
公平性	-

評価／担当課	適切
今後の具体的な改善方針	-
審査／行財政改革課	適切
審査理由	-

鳥取市補助金カルテ

NO.	236	担当課	農政企画課	外線	0857-30-8304
適合性判定	適切	予算措置	令和8年度 当初予算		
補助金名	鳥取市就農応援交付金				
概要	新規就農者の経営が早期に安定し、これらの者が本市の農業の担い手として定着することを目的とし、補助事業者が間接補助事業者に交付する就農初期に係る運転資金、基盤整備費及び生活費等に活用できる交付金を交付。				
補助金区分	その他の事業費補助				
根拠法令	第12次鳥取市総合計画（施策3104）農林水産業の振興				
創設年度	H22	終期	R10年度末で効果検証		
効果目標	就農初期の支出を軽減することで就農後の定着を図る。				
検証結果	-				

○ 予算科目、財源、補助金の推移

款	農林水産業費	項	農業費	目	農業総務費	
歳出事業名	新規就農営農支援事業費					
R8予算	1,800千円			過去実績	件数	決算額 (千円)
R8予算 積算根拠	新規2人 100千円*12月*1人 100千円*6月*1人			R7 (見込)	0	0
				R6	0	0
				R5	0	0
				R4	0	0
				補助率・補助額	100千円/月	
特定財源	県費					

○ 補助金交付対象、要件、方法

交付先	申請のあった個人
交付要件	就農後3年以内の者であること。認定新規就農者。農業経営改善計画の認定を受けていない者であること。複式簿記による記帳を行う者であること。経営開始資金の交付対象者の採択要件を満たさない者であること。等
対象経費	就農初期に係る運転資金、基盤整備費及び生活費等
精算方法	交付決定の年度内に補助額を確定し、精算する。
実績確認	実績報告書に添付の事業内容が判別できる資料等で確認する。

○ 団体運営補助の状況

団体運営費補助	非該当
運営費に占める補助金の割合	-
繰越金の有無	-

○ 補助対象経費に含まれる費用

人件費	-	積立金	-
交際費	-	出資金	-
慶弔費	-	貸付金	-
飲食費	-	寄附金	-
懇親会費	-	他団体助成金	-

○ 適合性チェック（適正化評価）

※団体運営費補助ではない

	適正化の視点	番号	基準	判定
合規性	事務が法令等に従って適法に行われているかどうか。	01-01	根拠となる「計画」や「法令」がある	○
		01-02	補助金交付要綱等を設けている	○
3 E	〔経済性〕 事務が経済的に行われ無駄がないか。	02-01	交付先団体には補助金額を超える恒常的な資金(内部留保資金)はない ※団体運営費補助の場合のみ判定	-
		02-02	補助金の精算は交付年度と同一年度に行っている	○
		02-03	実績報告に事業費を証する領収書等が添付されている	×
		02-04	原則として補助対象外とすべき経費（人件費、交際費等）に補助金を交付していない	○
	〔効率性〕 事務が効率的に行われ生産性が高いか。	02-05	補助率は1/2以下である ※該当する場合、02-06と02-07は判定不要	×
		02-06	補助率が1/2を超える合理的な理由がある	×
		02-07	補助率は1/2を超えているが、上限額を設定している	○
	〔有効性〕 所期の目的を達成し効果を上げているか。	02-08	終期設定がある	○
		02-09	効果目標の設定がある	○
公益性	対象事業に公益上の必要性はあるか。	03-01	特定の者の利益となっていない	○
公平性	〔公平性〕 事務執行が公平になされているか。	04-01	補助金の交付額は長期間固定化していない(過去3年のうち、2回以上同額交付とはならない)	○
		04-02	交付団体の事務局委任を受けていない（市担当課が事務局を担っていない）	○
	〔透明性〕 市民に対して事業の目的や内容について広く公開しているか。	04-03	検証結果を公開している(市民に対して事業の目的や内容を広く公開している)	○
			不適合の数	3
			評価対象項目数	14

適合性はないが、補助金を交付する合理的な理由

合規性	-
3 E	2-3 事業実施内容が判別できる書類等で確認している。 2-5, 2-6 年間120万円の定額交付のため。
公益性	-
公平性	-

評価／担当課	適切
今後の具体的な改善方針	-
審査／行財政改革課	適切
審査理由	-

鳥取市補助金カルテ

NO.	237	担当課	農政企画課	外線	0857-30-8304
適合性判定	今後見直しが必要		予算措置	令和8年度 当初予算	
補助金名	鳥取市経営所得安定対策等推進事業費補助金				
概要	経営所得安定対策等の実施に必要となる活動等のうち、現場における推進活動や要件確認等に必要な経費を補助。				
補助金区分	団体運営費補助				
根拠法令	第12次鳥取市総合計画（施策3104）農林水産業の振興				
創設年度	R5	終期	R10年度末で効果検証		
効果目標	各品目の出荷量の生産拡大				
検証結果	-				

○ 予算科目、財源、補助金の推移

款	農林水産業費	項	農業費	目	農業振興費	
歳出事業名	経営所得安定対策推進事業費					
R8予算	8,330千円			過去実績	件数	決算額(千円)
R8予算 積算根拠	対象事業費 8,330千円×10/10			R7(見込)	1	8,330
				R6	1	7,381
				R5	1	7,547
				R4	1	7,705
補助率・補助額	10分の10			上限額	設定なし	
特定財源	国費					

○ 補助金交付対象、要件、方法

交付先	鳥取市農業再生協議会
交付要件	鳥取市農業再生協議会
対象経費	経営所得安定対策等の推進に要する経費、畑作物産地形成促進事業の実施に必要な活動に要する経費
精算方法	交付決定の年度内に補助額を確定し、精算する。
実績確認	実績報告書に添付の領収書や事業内容が判別できる資料等で確認する。

○ 団体運営補助の状況

団体運営費補助	○
運営費に占める補助金の割合	78.8%
繰越金の有無	-

○ 補助対象経費に含まれる費用

人件費	○	積立金	-
交際費	-	出資金	-
慶弔費	-	貸付金	-
飲食費	-	寄附金	-
懇親会費	-	他団体助成金	-

○ 適合性チェック（適正化評価）

	適正化の視点	番号	基準	判定
合規性	事務が法令等に従って適法に行われているかどうか。	01-01	根拠となる「計画」や「法令」がある	○
		01-02	補助金交付要綱等を設けている	○
3 E	〔経済性〕 事務が経済的に行われ無駄がないか。	02-01	交付先団体には補助金額を超える恒常的な資金(内部留保資金)はない ※団体運営費補助の場合のみ判定	○
		02-02	補助金の精算は交付年度と同一年度に行っている	○
		02-03	実績報告に事業費を証する領収書等が添付されている	○
		02-04	原則として補助対象外とすべき経費（人件費、交際費等）に補助金を交付していない	×
	〔効率性〕 事務が効率的に行われ生産性が高いか。	02-05	補助率は1/2以下である ※該当する場合、02-06と02-07は判定不要	×
		02-06	補助率が1/2を超える合理的な理由がある	○
		02-07	補助率は1/2を超えているが、上限額を設定している	×
	〔有効性〕 所期の目的を達成し効果を上げているか。	02-08	終期設定がある	○
		02-09	効果目標の設定がある	○
公益性	対象事業に公益上の必要性はあるか。	03-01	特定の者の利益となっていない	○
公平性	〔公平性〕 事務執行が公平になされているか。	04-01	補助金の交付額は長期間固定化していない(過去3年のうち、2回以上同額交付とはならない)	○
		04-02	交付団体の事務局委任を受けていない（市担当課が事務局を担っていない）	○
	〔透明性〕 市民に対して事業の目的や内容について広く公開しているか。	04-03	検証結果を公開している(市民に対して事業の目的や内容を広く公開している)	○
			不適合の数	3
			評価対象項目数	15

適合性はないが、補助金を交付する合理的な理由	
合規性	-
3 E	2-4, 2-5, 2-7 農産物の出荷に対する支援のため
公益性	-
公平性	-

評価／担当課	適切
今後の具体的な改善方針	-
審査／行財政改革課	今後見直しが必要
審査理由	補助対象経費に人件費が含まれている。補助率が1/2以上であり上限額の設定がない。

鳥取市補助金カルテ

NO.	238	担当課	農政企画課	外線	0857-30-8304
適合性判定	適切	予算措置	令和8年度 当初予算		
補助金名	鳥取市温暖化対策に係る新品目等チャレンジ実証事業費補助金				
概要	温暖化により市内でも新たに栽培できる可能性のある品目等を導入するため、再エネを活用した栽培実証事業を補助。				
補助金区分	その他の事業費補助				
根拠法令	第12次鳥取市総合計画（施策3104）農林水産業の振興				
創設年度	R5	終期	R10年度末で効果検証		
効果目標	-				
検証結果	-				

○ 予算科目、財源、補助金の推移

款	農林水産業費	項	農業費	目	農業振興費	
歳出事業名	温暖化対策に係る新品目等チャレンジ実証事業費					
R8予算	333千円			過去実績	件数	決算額 (千円)
R8予算 積算根拠	対象事業費 1,000千円×1/3 市1/3			R7 (見込)	1	333
				R6	0	0
				R5	0	0
				R4	0	0
補助率・補助額	3分の1			上限額	1,000千円	
特定財源	なし（一般財源のみ）					

○ 補助金交付対象、要件、方法

交付先	農業者、農業法人等
交付要件	販売を目的とした実証事業を行う者であること
対象経費	温暖化に適応した新品目等を導入するための実証に要する経費（種苗費、肥料費、燃料費、旅費、事務等経費、その他生産資材費等）
精算方法	同一年度内に実績報告、額確定、精算、返還まで行っている
実績確認	実績報告時、収支決算書及び領収書等信憑書類提出あり

○ 団体運営補助の状況

団体運営費補助	非該当
運営費に占める 補助金の割合	-
繰越金の有無	-

○ 補助対象経費に含まれる費用

人件費	-	積立金	-
交際費	-	出資金	-
慶弔費	-	貸付金	-
飲食費	-	寄附金	-
懇親会費	-	他団体助成金	-

○ 適合性チェック（適正化評価）

※団体運営費補助ではない

	適正化の視点	番号	基準	判定
合規性	事務が法令等に従って適法に行われているかどうか。	01-01	根拠となる「計画」や「法令」がある	○
		01-02	補助金交付要綱等を設けている	○
3 E	〔経済性〕 事務が経済的に行われ無駄がないか。	02-01	交付先団体には補助金額を超える恒常的な資金(内部留保資金)はない ※団体運営費補助の場合のみ判定	-
		02-02	補助金の精算は交付年度と同一年度に行っている	○
		02-03	実績報告に事業費を証する領収書等が添付されている	○
		02-04	原則として補助対象外とすべき経費（人件費、交際費等）に補助金を交付していない	○
	〔効率性〕 事務が効率的に行われ生産性が高いか。	02-05	補助率は1/2以下である ※該当する場合、02-06と02-07は判定不要	○
		02-06	補助率が1/2を超える合理的な理由がある	-
		02-07	補助率は1/2を超えているが、上限額を設定している	-
	〔有効性〕 所期の目的を達成し効果を上げているか。	02-08	終期設定がある	○
		02-09	効果目標の設定がある	×
公益性	対象事業に公益上の必要性はあるか。	03-01	特定の者の利益となっていない	○
公平性	〔公平性〕 事務執行が公平になされているか。	04-01	補助金の交付額は長期間固定化していない(過去3年のうち、2回以上同額交付とはならない)	○
		04-02	交付団体の事務局委任を受けていない（市担当課が事務局を担っていない）	○
	〔透明性〕 市民に対して事業の目的や内容について広く公開しているか。	04-03	検証結果を公開している(市民に対して事業の目的や内容を広く公開している)	○
			不適合の数	1
			評価対象項目数	12

適合性はないが、補助金を交付する合理的な理由

合規性	温暖化により新たに栽培の可能性のある品目等を導入・実証できる生産者と認められるため
3 E	-
公益性	-
公平性	-

評価／担当課	適切
今後の具体的な改善方針	-
審査／行財政改革課	適切
審査理由	-

鳥取市補助金カルテ

NO.	239	担当課	農政企画課	外線	0857-30-8304
適合性判定	今後見直しが必要		予算措置	令和8年度 当初予算	
補助金名	鳥取市畜産暑熱対策事業費補助金				
概要	牛舎や豚舎の暑熱対策に対して支援し、暑熱ストレスによる生産性低下を防ぐことで、畜産経営の維持・継続を図る。				
補助金区分	その他の事業費補助				
根拠法令	第12次鳥取市総合計画（施策3104）農林水産業の振興				
創設年度	R7	終期	R10年度末で効果検証		
効果目標	暑熱対策に資する二重屋根設備等の設置を支援することで、暑熱期における乳量・肉質・繁殖成績等の品質低下を抑制する。				
検証結果	-				

○ 予算科目、財源、補助金の推移

款	農林水産業費	項	農業費	目	畜産業費	
歳出事業名	鳥取市畜産暑熱対策事業費					
R 8 予算	1,120千円			過去実績	件数	決算額 (千円)
R 8 予算 積算根拠	①酪農中小家畜暑熱対策事業（養鶏） 事業費1,719千円× 1/6(補助率)≒287千円			R 7 (見込)	2	1,095
	②酪農中小家畜暑熱対策事業（養豚） 事業費5,000千円× 1/6(補助率)≒833千円			R 6	0	0
				R 5	0	0
				R 4	0	0
補助率・補助額		6分の1		上限額	2,500千円	
特定財源	なし（一般財源のみ）					

○ 補助金交付対象、要件、方法

交付先	申請のあった法人等
交付要件	JA、畜産事業者
対象経費	市内に所在する酪農中小家畜施設の暑熱対策に資する整備（二重屋根、遮熱塗料塗布、換気扇 等）に要する経費
精算方法	交付決定の年度内に、補助額を確定し、精算する。
実績確認	実績報告書に添付の領収書や事業内容が判別できる資料等で確認する。

○ 団体運営補助の状況

団体運営費補助	非該当
運営費に占める 補助金の割合	-
繰越金の有無	-

○ 補助対象経費に含まれる費用

人件費	-	積立金	-
交際費	-	出資金	-
慶弔費	-	貸付金	-
飲食費	-	寄附金	-
懇親会費	-	他団体助成金	-

○ 適合性チェック（適正化評価）

※団体運営費補助ではない

	適正化の視点	番号	基準	判定
合規性	事務が法令等に従って適法に行われているかどうか。	01-01	根拠となる「計画」や「法令」がある	○
		01-02	補助金交付要綱等を設けている	○
3 E	〔経済性〕 事務が経済的に行われ無駄がないか。	02-01	交付先団体には補助金額を超える恒常的な資金（内部留保資金）はない ※団体運営費補助の場合のみ判定	-
		02-02	補助金の精算は交付年度と同一年度に行っている	○
		02-03	実績報告に事業費を証する領収書等が添付されている	○
		02-04	原則として補助対象外とすべき経費（人件費、交際費等）に補助金を交付していない	○
	〔効率性〕 事務が効率的に行われ生産性が高いか。	02-05	補助率は1/2以下である ※該当する場合、02-06と02-07は判定不要	○
		02-06	補助率が1/2を超える合理的な理由がある	-
		02-07	補助率は1/2を超えているが、上限額を設定している	-
	〔有効性〕 所期の目的を達成し効果を上げているか。	02-08	終期設定がある	○
		02-09	効果目標の設定がある	○
公益性	対象事業に公益上の必要性はあるか。	03-01	特定の者の利益となっていない	○
公平性	〔公平性〕 事務執行が公平になされているか。	04-01	補助金の交付額は長期間固定化していない（過去3年のうち、2回以上同額交付とはならない）	○
		04-02	交付団体の事務局委任を受けていない（市担当課が事務局を担っていない）	○
	〔透明性〕 市民に対して事業の目的や内容について広く公開しているか。	04-03	検証結果を公開している（市民に対して事業の目的や内容を広く公開している）	○
			不適合の数	0
			評価対象項目数	12

適合性はないが、補助金を交付する合理的な理由

合規性	-
3 E	-
公益性	-
公平性	-

評価／担当課	適切
今後の具体的な改善方針	-
審査／行財政改革課	今後見直しが必要
審査理由	事業の性質から見て、対策完了を促すため終期の設定が有効

鳥取市補助金カルテ

NO.	240	担当課	農政企画課	外線	0857-30-8305
適合性判定	適切	予算措置	令和8年度 当初予算		
補助金名	鳥取市集落営農体制強化支援事業費補助金				
概要	集落営農組織の機械・施設等の導入に要する経費を補助。				
補助金区分	その他の事業費補助				
根拠法令	第12次鳥取市総合計画（施策3104）農林水産業の振興				
創設年度	H20	終期	R10年度末で効果検証		
効果目標	集落営農ビジョンにおいて設定された目標値（面積拡大等）				
検証結果	-				

○ 予算科目、財源、補助金の推移

款	農林水産業費	項	農業費	目	農業構造改善事業費	
歳出事業名	集落営農体制強化支援事業補助金					
R8予算	27,287千円			過去実績	件数	決算額 (千円)
R8予算 積算根拠	・ライスセンター整備一式 28,000千円×1/2 ・コンバイン、畔塗機、ハロー 11,647千円×1/2 ・コンバイン 11,647千円×1/2			R7 (見込)	2	8,541
				R6	0	0
				R5	2	5,295
				R4	2	1,865
				補助率・補助額	2分の1	
特定財源	県費					

○ 補助金交付対象、要件、方法

交付先	集落営農組織
交付要件	・組織の規約を定めていること ・集落営農ビジョンを定めていること ・地域計画に位置付けられている又は位置づけられること 確実なこと
対象経費	機械・施設整備費
精算方法	交付決定の年度内に補助額を確定し、精算する。
実績確認	実績報告書に添付の領収書や事業内容が判別できる資料等で確認する。

○ 団体運営補助の状況

団体運営費補助	非該当
運営費に占める補助金の割合	-
繰越金の有無	-

○ 補助対象経費に含まれる費用

人件費	-	積立金	-
交際費	-	出資金	-
慶弔費	-	貸付金	-
飲食費	-	寄附金	-
懇親会費	-	他団体助成金	-

○ 適合性チェック（適正化評価）

※団体運営費補助ではない

	適正化の視点	番号	基準	判定
合規性	事務が法令等に従って適法に行われているかどうか。	01-01	根拠となる「計画」や「法令」がある	○
		01-02	補助金交付要綱等を設けている	○
3 E	〔経済性〕 事務が経済的に行われ無駄がないか。	02-01	交付先団体には補助金額を超える恒常的な資金(内部留保資金)はない ※団体運営費補助の場合のみ判定	-
		02-02	補助金の精算は交付年度と同一年度に行っている	○
		02-03	実績報告に事業費を証する領収書等が添付されている	○
		02-04	原則として補助対象外とすべき経費（人件費、交際費等）に補助金を交付していない	○
	〔効率性〕 事務が効率的に行われ生産性が高いか。	02-05	補助率は1/2以下である ※該当する場合、02-06と02-07は判定不要	○
		02-06	補助率が1/2を超える合理的な理由がある	-
		02-07	補助率は1/2を超えているが、上限額を設定している	-
	〔有効性〕 所期の目的を達成し効果を上げているか。	02-08	終期設定がある	○
		02-09	効果目標の設定がある	○
公益性	対象事業に公益上の必要性はあるか。	03-01	特定の者の利益となっていない	○
公平性	〔公平性〕 事務執行が公平になされているか。	04-01	補助金の交付額は長期間固定化していない(過去3年のうち、2回以上同額交付とはならない)	○
		04-02	交付団体の事務局委任を受けていない（市担当課が事務局を担っていない）	○
	〔透明性〕 市民に対して事業の目的や内容について広く公開しているか。	04-03	検証結果を公開している(市民に対して事業の目的や内容を広く公開している)	○
			不適合の数	0
			評価対象項目数	12

適合性はないが、補助金を交付する合理的な理由

合規性	-
3 E	-
公益性	-
公平性	-

評価／担当課	適切
今後の具体的な改善方針	-
審査／行財政改革課	適切
審査理由	-

鳥取市補助金カルテ

NO.	241	担当課	農政企画課	外線	0857-30-8307
適合性判定	適切	予算措置	令和8年度 当初予算		
補助金名	鳥取市学校や地域と連携した給食もっと地産地消推進事業費補助金				
概要	学校や福祉施設等で提供される給食への県産食材使用率の維持・向上を図るため、県産食材供給の仕組みづくりや地域の食文化継承につながる活動等を支援する。				
補助金区分	その他の事業費補助				
根拠法令	第12次鳥取市総合計画（施策3104）農林水産業の振興				
創設年度	R7	終期	R10年度末で効果検証		
効果目標	県産食材供給の仕組み作りや地域の食文化継承に繋がる機会を創出する				
検証結果	-				

○ 予算科目、財源、補助金の推移

款	農林水産業費	項	農業費	目	農業振興費	
歳出事業名	学校や地域と連携した地産地消率向上支援事業費					
R 8 予算	6, 000千円			過去実績	件数	決算額 (千円)
R 8 予算 積算根拠	学校や地域と連携した地産地消率向上支援事業費補助金 ・給食へ提供する地元食材 2, 000, 000円×1/2=1, 000, 000円 1, 000, 000円×6 回分（梨ジェラート等）=6, 000, 000円			R 7 (見込)	1	124
				R 6	0	0
				R 5	0	0
				R 4	0	0
				補助率・補助額		
特定財源	県費			上限額	1, 000千円	

○ 補助金交付対象、要件、方法

交付先	農業協同組合、農業法人、生産者グループ、「食パラダイス鳥取県」アンバサダー、私立幼稚園等設置者、福祉施設設置者等				
交付要件	原則として鳥取県内に事業所を有する者であって、学校や福祉施設等で提供される給食への県産食材使用率の維持・向上に係る事業推進計画の策定、推進会議の開催を行ったうえで、供給組織の育成と活性化支援、実証圃の設置、効率化の検討や広域的供給体制の整備等を実施すること				
対象経費	事業推進計画の策定・推進会議開催経費その他給食への県産食材使用率の維持・向上に係る取組に要する経費（委託料、備品等の購入費、リース料、旅費、謝金、消耗品費等）				
精算方法	交付決定の年度内に補助額を確定し、精算する。				
実績確認	実績報告書に添付の事業実施内容が判別できる資料や領収書等で確認する。				

○ 団体運営補助の状況

団体運営費補助	非該当
運営費に占める補助金の割合	-
繰越金の有無	-

○ 補助対象経費に含まれる費用

人件費	-	積立金	-
交際費	-	出資金	-
慶弔費	-	貸付金	-
飲食費	-	寄附金	-
懇親会費	-	他団体助成金	-

○ 適合性チェック（適正化評価）

※団体運営費補助ではない

	適正化の視点	番号	基準	判定
合規性	事務が法令等に従って適法に行われているかどうか。	01-01	根拠となる「計画」や「法令」がある	○
		01-02	補助金交付要綱等を設けている	○
3 E	〔経済性〕 事務が経済的に行われ無駄がないか。	02-01	交付先団体には補助金額を超える恒常的な資金（内部留保資金）はない ※団体運営費補助の場合のみ判定	-
		02-02	補助金の精算は交付年度と同一年度に行っている	○
		02-03	実績報告に事業費を証する領収書等が添付されている	○
		02-04	原則として補助対象外とすべき経費（人件費、交際費等）に補助金を交付していない	○
	〔効率性〕 事務が効率的に行われ生産性が高いか。	02-05	補助率は1/2以下である ※該当する場合、02-06と02-07は判定不要	○
		02-06	補助率が1/2を超える合理的な理由がある	-
		02-07	補助率は1/2を超えているが、上限額を設定している	-
	〔有効性〕 所期の目的を達成し効果を上げているか。	02-08	終期設定がある	○
		02-09	効果目標の設定がある	○
公益性	対象事業に公益上の必要性はあるか。	03-01	特定の者の利益となっていない	○
公平性	〔公平性〕 事務執行が公平になされているか。	04-01	補助金の交付額は長期間固定化していない（過去3年のうち、2回以上同額交付とはなっていない）	○
		04-02	交付団体の事務局委任を受けていない（市担当課が事務局を担っていない）	○
	〔透明性〕 市民に対して事業の目的や内容について広く公開しているか。	04-03	検証結果を公開している（市民に対して事業の目的や内容を広く公開している）	○
			不適合の数	0
			評価対象項目数	12

適合性はないが、補助金を交付する合理的な理由

合規性	-
3 E	-
公益性	-
公平性	-

評価／担当課	適切
今後の具体的な改善方針	-
審査／行財政改革課	適切
審査理由	-

鳥取市補助金カルテ

NO.	242	担当課	農政企画課	外線	0857-30-8304
適合性判定	適切	予算措置	令和8年度 当初予算		
補助金名	鳥取市産地づくりに向けた畑地化促進事業費補助金				
概要	農業再生協議会が行う地域における畑作物の産地形成に向けて、体制構築等の調整や、畑地化に伴い土地改良区の地区から除外する際の決裁金等の経費を支援する。				
補助金区分	その他の事業費補助				
根拠法令	第12次鳥取市総合計画（施策3104）農林水産業の振興、（国規則）農林畜水産業関係補助金等交付規則、畑地化促進事業補助金交付等要綱、地域促進計画				
創設年度	R6	終期	R10年度末で効果検証		
効果目標	畑作物の産地づくりに取組む地域を対象に、団地化やブロックローテーションの体制構築等の支援を行う				
検証結果	-				

○ 予算科目、財源、補助金の推移

款	農林水産業費	項	農業費	目	農業振興費	
歳出事業名	畑地化促進支援事業費					
R 8 予算	1, 500千円					
R 8 予算 積算根拠	①産地づくりに向けた体制構築事業 1 協議会あたり上限3 0 0万円上限 ②土地改良区決済金等支援 1 0 アールあたり上限2 5 万円 ※いずれも国予算の範囲内とする。			過去実績	件数	決算額 (千円)
				R 7 (見込)	0	1, 500
				R 6	0	1, 500
				R 5	0	0
				R 4	0	0
補助率・補助額	10分の10			上限額	設定なし	
特定財源	県費					

○ 補助金交付対象、要件、方法

交付先	農業再生協議会
交付要件	-
対象経費	体制構築に係る現地確認や協議に係る経費等、畑地化に伴い土地改良区の地区から除外する場合の地区除外決済金等
精算方法	交付決定の年度内に、補助額を確定し精算する。
実績確認	県の事務検査、実績報告及び証憑書類の確認

○ 団体運営補助の状況

団体運営費補助	非該当
運営費に占める補助金の割合	-
繰越金の有無	-

○ 補助対象経費に含まれる費用

人件費	-	積立金	-
交際費	-	出資金	-
慶弔費	-	貸付金	-
飲食費	-	寄附金	-
懇親会費	-	他団体助成金	-

○ 適合性チェック（適正化評価）

※団体運営費補助ではない

	適正化の視点	番号	基準	判定
法規性	事務が法令等に従って適法に行われているかどうか。	01-01	根拠となる「計画」や「法令」がある	○
		01-02	補助金交付要綱等を設けている	○
3 E	〔経済性〕 事務が経済的に行われ無駄がないか。	02-01	交付先団体には補助金額を超える恒常的な資金(内部留保資金)はない ※団体運営費補助の場合のみ判定	-
		02-02	補助金の精算は交付年度と同一年度に行っている	○
		02-03	実績報告に事業費を証する領収書等が添付されている	○
		02-04	原則として補助対象外とすべき経費（人件費、交際費等）に補助金を交付していない	○
	〔効率性〕 事務が効率的に行われ生産性が高いか。	02-05	補助率は1/2以下である ※該当する場合、02-06と02-07は判定不要	×
		02-06	補助率が1/2を超える合理的な理由がある	○
		02-07	補助率は1/2を超えているが、上限額を設定している	×
	〔有効性〕 所期の目的を達成し効果を上げているか。	02-08	終期設定がある	○
		02-09	効果目標の設定がある	○
公益性	対象事業に公益上の必要性はあるか。	03-01	特定の者の利益となっていない	○
公平性	〔公平性〕 事務執行が公平になされているか。	04-01	補助金の交付額は長期間固定化していない(過去3年のうち、2回以上同額交付とはならない)	○
		04-02	交付団体の事務局委任を受けていない（市担当課が事務局を担っていない）	○
	〔透明性〕 市民に対して事業の目的や内容について広く公開しているか。	04-03	検証結果を公開している(市民に対して事業の目的や内容を広く公開している)	○
			不適合の数	2
			評価対象項目数	14

適合性はないが、補助金を交付する合理的な理由

法規性	-
3 E	2-5, 2-7 農業者の生産調整を行うのは再生協であり、その事務局は市とJAで構成している。その活動実績による補助のため。
公益性	-
公平性	-

評価／担当課	適切
今後の具体的な改善方針	-
審査／行財政改革課	適切
審査理由	-

鳥取市補助金カルテ

NO.	243	担当課	農政企画課	外線	0857-30-8304
適合性判定	適切	予算措置	令和8年度 当初予算		
補助金名	鳥取市新規就農者住居家賃助成事業補助金				
概要	市長が認めた農業を営む個人若しくは法人で農業体験を終了した者に対し、就農後2年間住宅を賃借した際の家賃を補助。				
補助金区分	個人に対する補助				
根拠法令	第12次鳥取市総合計画（施策3104）農林水産業の振興				
創設年度	H21	終期	R10年度末で効果検証		
効果目標	鳥取市の新たな担い手として定着し、営農継続する。				
検証結果	-				

○ 予算科目、財源、補助金の推移

款	農林水産業費	項	農業費	目	農業総務費
歳出事業名	新規就農営農支援事業費				
R8予算	803千円				
R8予算 積算根拠	・新規4名 R8.4～R9.3の計12か月分 計802,800円				
	過去実績	件数	決算額 (千円)		
	R7 (見込)	0	0		
	R6	0	0		
	R5	0	0		
	R4	0	0		
補助率・補助額	2分の1				
上限額	27千円				
特定財源	なし（一般財源のみ）				

○ 補助金交付対象、要件、方法

交付先	申請のあった個人
交付要件	市長が認めた農業を営む個人もしくは法人で農業体験を修了、または修了予定の者。
対象経費	賃借している住宅の家賃
精算方法	交付決定の年度内に補助額を確定し、精算する。
実績確認	実績報告書に添付の事業内容が判別できる資料等で確認する。

○ 団体運営補助の状況

団体運営費補助	非該当
運営費に占める 補助金の割合	-
繰越金の有無	-

○ 補助対象経費に含まれる費用

人件費	-	積立金	-
交際費	-	出資金	-
慶弔費	-	貸付金	-
飲食費	-	寄附金	-
懇親会費	-	他団体助成金	-

○ 適合性チェック（適正化評価）

※団体運営費補助ではない

	適正化の視点	番号	基準	判定
法規性	事務が法令等に従って適法に行われているかどうか。	01-01	根拠となる「計画」や「法令」がある	○
		01-02	補助金交付要綱等を設けている	○
3 E	〔経済性〕 事務が経済的に行われ無駄がないか。	02-01	交付先団体には補助金額を超える恒常的な資金(内部留保資金)はない ※団体運営費補助の場合のみ判定	-
		02-02	補助金の精算は交付年度と同一年度に行っている	○
		02-03	実績報告に事業費を証する領収書等が添付されている	○
		02-04	原則として補助対象外とすべき経費（人件費、交際費等）に補助金を交付していない	○
	〔効率性〕 事務が効率的に行われ生産性が高いか。	02-05	補助率は1/2以下である ※該当する場合、02-06と02-07は判定不要	○
		02-06	補助率が1/2を超える合理的な理由がある	-
		02-07	補助率は1/2を超えているが、上限額を設定している	-
	〔有効性〕 所期の目的を達成し効果を上げているか。	02-08	終期設定がある	○
		02-09	効果目標の設定がある	○
公益性	対象事業に公益上の必要性はあるか。	03-01	特定の者の利益となっていない	○
公平性	〔公平性〕 事務執行が公平になされているか。	04-01	補助金の交付額は長期間固定化していない(過去3年のうち、2回以上同額交付とはならない)	○
		04-02	交付団体の事務局委任を受けていない（市担当課が事務局を担っていない）	○
	〔透明性〕 市民に対して事業の目的や内容について広く公開しているか。	04-03	検証結果を公開している(市民に対して事業の目的や内容を広く公開している)	○
			不適合の数	0
			評価対象項目数	12

適合性はないが、補助金を交付する合理的な理由

法規性	-
3 E	-
公益性	-
公平性	-

評価／担当課	適切
今後の具体的な改善方針	-
審査／行財政改革課	適切
審査理由	-

鳥取市補助金カルテ

NO.	245	担当課	農政企画課	外線	0857-30-8305
適合性判定	適切	予算措置	令和8年度 当初予算		
補助金名	鳥取市戦略的スーパー園芸団地整備事業費補助金（スーパー梨団地整備事業）				
概要	鳥取県オリジナル品種を主体とした梨の園芸団地の戦略的な整備を支援する。				
補助金区分	その他の事業費補助				
根拠法令	第12次鳥取市総合計画（施策3104）農林水産業の振興				
創設年度	R8	終期	R10年度末で効果検証		
効果目標	梨団地に参入する担い手数				
検証結果	-				

○ 予算科目、財源、補助金の推移

款	農林水産業費	項	農業費	目	農業振興費	
歳出事業名	果樹振興対策事業費					
R8予算	6,375千円			過去実績	件数	決算額 (千円)
R8予算 積算根拠	8,500千円×3/4			R7 (見込)	0	0
				R6	0	0
				R5	0	0
				R4	0	0
補助率・補助額	4分の3			上限額	設定なし	
特定財源	県費					

○ 補助金交付対象、要件、方法

交付先	JA、生産組織等
交付要件	JA、生産組織等
対象経費	梨団地整備に係る経費（新植または改植、果樹棚・網掛け施設の整備、かん水施設・排水施設・圈内道等の整備）、育成期間中の借地料、梨団地に参入する新規就農者等の確保に係る経費
精算方法	交付決定の年度内に補助額を確定し、精算する。
実績確認	実績報告書に添付の活動内容が判別できる資料や領収書等で確認する。

○ 団体運営補助の状況

団体運営費補助	非該当
運営費に占める 補助金の割合	-
繰越金の有無	-

○ 補助対象経費に含まれる費用

人件費	-	積立金	-
交際費	-	出資金	-
慶弔費	-	貸付金	-
飲食費	-	寄附金	-
懇親会費	-	他団体助成金	-

○ 適合性チェック（適正化評価）

※団体運営費補助ではない

	適正化の視点	番号	基準	判定
法規性	事務が法令等に従って適法に行われているかどうか。	01-01	根拠となる「計画」や「法令」がある	○
		01-02	補助金交付要綱等を設けている	○
3 E	〔経済性〕 事務が経済的に行われ無駄がないか。	02-01	交付先団体には補助金額を超える恒常的な資金(内部留保資金)はない ※団体運営費補助の場合のみ判定	-
		02-02	補助金の精算は交付年度と同一年度に行っている	○
		02-03	実績報告に事業費を証する領収書等が添付されている	○
		02-04	原則として補助対象外とすべき経費（人件費、交際費等）に補助金を交付していない	○
	〔効率性〕 事務が効率的に行われ生産性が高いか。	02-05	補助率は1/2以下である ※該当する場合、02-06と02-07は判定不要	×
		02-06	補助率が1/2を超える合理的な理由がある	○
		02-07	補助率は1/2を超えているが、上限額を設定している	×
	〔有効性〕 所期の目的を達成し効果を上げているか。	02-08	終期設定がある	○
		02-09	効果目標の設定がある	○
公益性	対象事業に公益上の必要性はあるか。	03-01	特定の者の利益となっていない	○
公平性	〔公平性〕 事務執行が公平になされているか。	04-01	補助金の交付額は長期間固定化していない(過去3年のうち、2回以上同額交付とはならない)	○
		04-02	交付団体の事務局委任を受けていない（市担当課が事務局を担っていない）	○
	〔透明性〕 市民に対して事業の目的や内容について広く公開しているか。	04-03	検証結果を公開している(市民に対して事業の目的や内容を広く公開している)	○
			不適合の数	2
			評価対象項目数	14

適合性はないが、補助金を交付する合理的な理由

法規性	-
3 E	2-5, 2-7 国・県の制度に基づく補助事業で、市の費用負担が定められている
公益性	-
公平性	-

評価／担当課	適切
今後の具体的な改善方針	-
審査／行財政改革課	適切
審査理由	-